

第二回国会 財政及び金融委員會議録第四十六号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右エ門君

理事 泉山 三六君 理事 島田 晋作君

理事 中崎 敏君 理事 梅林 時雄君

青木 孝義君 淺利 三朗君

江崎 眞澄君 大上 司君

倉石 忠雄君 島村 一郎君

吉米地英俊君 宮幡 靖君

川谷 彰武君 松尾 トシ君

河井 榮藏君 佐藤 次郎君

田中 鐵之進君 林 大作君

八百板 正君 金光 義邦君

中曾 根康弘君 長野 長廣君

井出 太郎君 内藤 友明君

藤田 榮君 堀江 實藏君

出席國務大臣 大藏大臣 北村 徳太郎君

國務大臣 栗栖 越夫君

出席政府委員 宮内府次長 加藤 進君

宮内府事務官 塚越 虎男君

大藏政務次官 荒木 萬壽夫君

大藏事務官 平田 敏一郎君

委員外の出席者 専門調査員 氏家 武君

本日の會議に付した事件

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案(内閣提出)(第八六号)

六月二十三日委員川島金次君辭任につき、その補欠として松尾トシ君が議長

の指名で委員に選任された。

會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八九号)

所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第九三号)

取引高税法(内閣提出)(第九四号)

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一五七号)

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一六四号)

印紙をもつて歳入金納付に関する法律案(内閣提出)(第一六六号)

日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

○早稻田委員長 會議を開きます。

本日の日程になつております印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案を議題といたします。まず政府の説明を求めます。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

第一條 國に納付する手数料、罰金、料料、過料、刑事追徴金、訴訟費用、非訟事件の費用及び少年法(大正十一年法律第四十二号)第六十一條の規定により徴収する費用は、印紙をもつて、これを納付せしめることができる。但し、印紙をもつて納付せしめることのできる手数料の種目は、各省各廳の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する

各省各廳の長をいう。)が、これを定める。

第二條 前條又は他の法令の規定により印紙をもつて租税その他の國の歳入金を納付するときは、收入印紙を用いなければならない。但し、取引高税法(昭和二十三年法律第一号)第十一條第一項の規定により取引高税を納付するときは、この限りでない。

第三條 前項に規定する收入印紙及び取引高税法第十一條第一項に規定する取引高税印紙の形式は、大藏大臣が、これを定める。

第四條 收入印紙及び取引高税印紙は、郵便局、郵便切手類賣さばき所又は印紙賣さばき所において、これを賣りさばくものとする。

第五條 前項の規定による收入印紙及び取引高税印紙の賣さばきの管理及び手續に関する事項は、通信大臣が、これを定める。

附則 一 この法律は、公布の日から、これを施行する。

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令(大正九年勅令第九十九号)は、これを廢す。

三 この法律施行前印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令第一條但書の規定により主務大臣の定めたる手数料の種目、同令第二條第二項の規定により大藏大臣の定めたる收入印紙の形式及び同令第三條の規定により通信大臣の定めたる收入

印紙の賣さばきに関する規程は、それぞれ、この法律施行の際、第三條第二項の規定により定められたものとみなす。

四 通信事業特別會計法(昭和二十二年法律第四十一号)第一條第二項及び第二十三條中「收入印紙」を「收入印紙及び取引高税印紙」に改める。

○荒木政府委員 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

過般、取引高税法を提出いたしました。同法案によりますと、取引高税の納税義務者は、その取引高税を取引高税印紙をもつて納付しなければならぬこととなり、またその取引高税印紙については、別にこれを定めることとなつておるのであります。ところが、印紙をもつて國の歳入金を納付することに關しましては、大正九年の勅令第九十九号で「印紙ヲ以テスル歳入金納付ニ關スル件」という勅令がありまして、これは、國に納むべき手数料、罰金、料料、刑事追徴金、訴訟費用等は、印紙をもつてこれを納めることができる」と規定し、また他の法令の規定により印紙をもつて租税その他の國の歳入金を納付することができるときにおいては、その納付をするとき用いる印紙は、收入印紙をもつてしなければならないと規定してあります。つきに申し上げましたように、取引高税を取引高税印紙をもつて納付することとなりまして、右の印紙に関する勅令の一部を改正する必要があります。この際、同勅令を廢止して、別に法律をもつて、これらの事項を併せ規定して、その整備をはかるのが適當と存せられますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○早稻田委員長 次は皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の説明を求めます。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「八百万円」を「二千万円」に改める。

第八條中「二千万円」を「三十六万円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

○吉米地國務大臣 ただいまから御審議をお願いいたします。皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案について説明いたします。

皇室諸般の費用は、憲法第八十八條の規定に基いて予算に計上し、國庫か

第一類第十六号 財政及び金融委員會議録 第四十六号

昭和二十三年六月二十四日

(938)

(六〇七)

らこれを支出することとなつており、これをうけた皇室経済法の規定によりますと、皇室の費用は内廷費、宮廷費及び皇族費に区分されております。このうち内廷費は天皇、皇后両陛下をはじめ内廷にある皇族の日常の御費用その他の内廷諸費に充てるものであり、年額による皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるためのものでありまして、それ／＼法律で定める一定額を、毎年國庫から支出することとなつております。皇室経済法施行法第七條及び第八條は、それ／＼以上に述べました内廷費及び皇族費の定額に関する規定であります。

まづ第七條の内廷費の定額でありませうが、昭和二十二年の年初当時、皇室経済法の施行に関する法律案及び同年度の予算案作成の際、当時の物價状況その他を勘案して八百万円と定められ、その後の經濟状況にもかかわらず、今日に至るまで変更されておらないのであります。政府といたしましては現在の物價情勢並びに今後の物價改訂の影響等を織りこみまして、この際これを二十万円に増額することが必要と考へるのであります。

次に第八條の皇族費の定額であります。これは昨年八月、二十万円と定められ、そのまま今日に至つて居ります。内廷費と同様の理由からこれを三十六万円に増額することを必要と存するのであります。

なお以上の定額の変更につきましては、皇室經濟會議においてもその必要を認め、内閣に対しそれ／＼二十万円及び三十六万円を増額することを必要と認める旨の意見の提出がございまして、これを申し添えておきます。

本改正法案は以上の理由によりまして、これら二つの定額について所要の改正を行わんとするものであります。以上概略の説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議あらんことをお願いいたします。

○早稻田委員長 続いて日本國憲法第八條の規定による議決案を議題といたしまして、苦米地官房長官の説明を求めます。

日本國憲法第八條の規定による議決案 日本國憲法第八條の規定による議決案 天皇及び皇室經濟法第四條第一項に規定する皇族は、皇室經濟法施行法第五條に規定するものの外、見舞及び奨励のために、昭和二十三年四月から昭和二十四年三月末までの間において、百八十万円を超えない範圍内で賜與することができ、

○吉米地國務大臣 日本國憲法第八條の規定による議決案の提案の理由を説明いたします。

皇室經濟法施行法第五條によりまして天皇その他内廷にある皇族が、一年内になされる賜與または譲り受けの財産の價額が百二十万円に達した後は、その後の期間においてなされる賜與または譲り受けについては、價額の多少を問はず、國會の議決を要するものとなつております。しかしながら天皇初めこれらの皇族方が、特に災害の場合の罹災民に対する御見舞、あるいは各種の御奨励のために賜與される價額は、一箇年間に百八十万円近く止ることが見込まれておりまして、上述の百二十万円をその他の一般的な賜與に

充當いたしなすれば、これらの御見舞、御奨励のための賜與は、そのたゞごとくに、個々に國會の議決を煩わすことになるのであります。しかるにこれらの賜與は、災害に対する御見舞のうちに、その都度實際の必要に當面して、一々國會の議決を経ることが事実上困難である場合も多く、またその賜與せんとする目的も定まつておらず、ので、あらかじめ價格を限り、一括國會の議決をいたしたいと存するのであります。昨年度におきまして、本案とまつたく同趣旨の議決を願つておるのであります。昨年度においては年度の途中でありました關係上、月割の計算になつておりましたものを、本案においては年額に引き伸して百八十万円としたことに相違があるのであります。

以上が御議決を願う理由の概要でございます。何とぞよろしく御審議あらんことをお願いいたします。

○早稻田委員長 次は有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。荒木政務次官の説明を求めます。

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案 有價証券の処分の調整等に関する法律(昭和二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。 第二條第一項第六号を次のように改める。 六 削除 第十條第一項中「特別經理株式会社及び企業再建整備法第五十二條に規定する者(以下特別經理会社等と

いう)が第二條第一項第六号の指定証券を譲渡しようとする場合及び」を削る。

第十一條 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)に規定する特別經理株式会社及び同法第五十二條に規定する者(以下特別經理会社等という)は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七條の規定に基いて定められる命令の規定により譲渡する有價証券については、当該有價証券の譲渡を協議会に委託することができ、

第十一條の二中「特別經理株式会社」を「企業再建整備法に規定する特別經理株式会社(以下特別經理株式会社という)」に、「企業再建整備法第二十九條の四」を「同法第二十九條の四」に改める。

第十二條中「第十一條第四項」を「第十一條に改め、「指定証券」を「第二十條第二号を次のように改める。

二 削除 附則 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。 2 この法律施行前に、企業再建整備法第十五條第一項から第三項までの規定(同法第二十條第二項及び第二十一條第二項の規定並びに同法第五十二條の規定に基いて定められる命令の規定において準用する場合を含む)により認可を受けた特別經理会社等の決定整備計画に定められた有價証券の処分の

方法に関する事項は、これを当該決定整備計画に定められなかつたものとみなす。但し、この法律施行前に有價証券の譲渡に関する計画書について証券処理調整協議会(以下協議会という)の承認を受けた特別經理会社等の決定整備計画については、この限りでない。

3 前項但書の協定の適用を受ける場合における特別經理会社等の有價証券の譲渡及び協議会への譲渡の委託については、なお従前の例による。

4 この法律施行前(前項の規定によりなお従前の例によるべき期間を含む)においてなされた行為に對する罰則の適用については、この法律施行後(従前の例によるべき期間の経過後を含む)においても、なお従前の例による。

○荒木政務委員 ただいま議題となりました有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

企業再建整備法に規定する特別經理会社が、その所有する有價証券を決定整備計画に基いて処分する場合には、独占禁止法の規定の適用を受けることなく、原則として有價証券の処分計画書を証券処理調整協議会に提出し、協議会の承認を受けて処分することになつております。特別經理会社の所有する有價証券の処分につきましても、一般会社と同じく、独占禁止法の規定を適用することが、実状からみて適當であると考へられますので、今回この点を改めて、特別經理会社が所有する有價証券を処分する場合には、独占

方法に関する事項は、これを当該決定整備計画に定められなかつたものとみなす。但し、この法律施行前に有價証券の譲渡に関する計画書について証券処理調整協議会(以下協議会という)の承認を受けた特別經理会社等の決定整備計画については、この限りでない。

3 前項但書の協定の適用を受ける場合における特別經理会社等の有價証券の譲渡及び協議会への譲渡の委託については、なお従前の例による。

4 この法律施行前(前項の規定によりなお従前の例によるべき期間を含む)においてなされた行為に對する罰則の適用については、この法律施行後(従前の例によるべき期間の経過後を含む)においても、なお従前の例による。

○荒木政務委員 ただいま議題となりました有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

企業再建整備法に規定する特別經理会社が、その所有する有價証券を決定整備計画に基いて処分する場合には、独占禁止法の規定の適用を受けることなく、原則として有價証券の処分計画書を証券処理調整協議会に提出し、協議会の承認を受けて処分することになつております。特別經理会社の所有する有價証券の処分につきましても、一般会社と同じく、独占禁止法の規定を適用することが、実状からみて適當であると考へられますので、今回この点を改めて、特別經理会社が所有する有價証券を処分する場合には、独占

方法に関する事項は、これを当該決定整備計画に定められなかつたものとみなす。但し、この法律施行前に有價証券の譲渡に関する計画書について証券処理調整協議会(以下協議会という)の承認を受けた特別經理会社等の決定整備計画については、この限りでない。

3 前項但書の協定の適用を受ける場合における特別經理会社等の有價証券の譲渡及び協議会への譲渡の委託については、なお従前の例による。

4 この法律施行前(前項の規定によりなお従前の例によるべき期間を含む)においてなされた行為に對する罰則の適用については、この法律施行後(従前の例によるべき期間の経過後を含む)においても、なお従前の例による。



○川合委員 とういうような民主主義化された日本であるから、われわれも自由にいるような質問を申し上げるわけでありすが、とういうようなことは、われわれとしてもあまりつづこんでお尋ねしたくないのであります。しかしながら、むしろ今後の皇族のあり方としては、民主日本の皇族は、家計費を明らかにして、そうしてやはり尊敬せらるべき皇族であることが必要ではないかと思つておられます。それにつけて私は思うのでありますが、今まで皇族はいろいろな方面で、総裁とか何かをされておつた。ところが何か軍職にあつたとういうような関係で、今度はパージされる。そこで今までは皇族がそういうような、いろいろな関係の総裁なんかされておつた場合に、お礼とか、そういうような、民間で言うならば車代と申しますか、そういうような収入があつたかどうかというように、お尋ねしたいと思つておられます。われわれとしては、その意図するところは、やはり皇族がわれわれから尊敬せられつづも、なおかつ家計の内容まで國民の前に開放されておつたとういうようなことが、ほんとうは望ましいと思つておられます。他面なか／＼そういうようなことは理窟では申しても、實際われわれの家計でもそういうことはできないわけでありすが、それにしまして、なるべく疑念のないようにすること、がよいのではないか。その意味においては、私たちは、皇族が皇族という体面を維持し得る限りにおけるいろいろな皇族費というものは、出すことにやぶさかでないとういうような観点から、今そういうようなお尋ねをするわけでありすが、つまり車代とか、そう

いうようなものが、今まであつたかどうか。それから今後パージされること、そういうような収入が少しでも収入としてあつたとすれば、これも若干影響するのではないか。それと同時に、今まではそういうような総裁とか、いろいろな会長とういうような関係で、お仕事があつたようでありすが、パージされて、そういう方面のお仕事がないとすれば、今後皇族はどういうお仕事をされるべきかとういうようなお気持ちを、則近の方々は感じておるか、そういう点もこの機会にお漏らし願えれば幸と存じます。

○加藤(進)政府委員 お答え申し上げます。ただいまの皇族につきましても、前に降下されて、皇族を離脱されておられますから、秩父宮、高松宮、三笠宮の三家だけ残つておられるわけでありすが、この中で、秩父宮は御病氣であり、また三笠宮は御勉學中であるというところで、一番社会的に活動せられておられますのは高松宮であります。各方面の團體に關係せられておられますが、その実情を申し上げますと、これはむしろ宮家の方でいろいろ費用をおかけになつて、会の方に御援助になつておる。と言つても、そう多額のことであるわけでありませんが、名譽表彰的なこと、さようなことは宮家の方で御負担になつておる実情でございます。もちろん地方において同胞援助会、赤十字その他の團體の要請によりまして、それから御自身の御発意に基きましての御行動はございます。この御行動は、かなりいろいろな人も關係いたしますので、とういうような費用は團體が負担いたしますが、かんの宮様として直接触れられること

るは、これは宮家の御負担でございます。従いまして、総裁をおやめになることにつきましては、宮家に対する財政的影響は、非常に苦しくなるといふことは私にはいかと想像いたしております。

○川合委員 次に印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案につきましても、政府に質疑いたします。

○堀江委員 皇室経済法の改正について、八百万円が二千万円になるというところは、大きな問題だと思つておられます。今いろいろ國會でも審議されておりますように、國家の財政が窮乏し、そうして歴大な税がかげられる、いわゆる苛斂誅求の形において税金がかげられておられる際において、八百万円が三千万円に大巾に増額されるというところは、非常な問題であります。何らこれについて資料が出ておりませんが、また皇族費の問題にしまして、また憲法第八條の承認に関する件にしまして、事が皇室の問題であるにしても、こうした時代におきましては、資料を提出されることが必要でありまして、その上で質問をいろいろしたいと思つておられます。

○堀江委員 皇室経済法の改正について、八百万円が二千万円になるというところは、大きな問題だと思つておられます。今いろいろ國會でも審議されておりますように、國家の財政が窮乏し、そうして歴大な税がかげられる、いわゆる苛斂誅求の形において税金がかげられておられる際において、八百万円が三千万円に大巾に増額されるというところは、非常な問題であります。何らこれについて資料が出ておりませんが、また皇族費の問題にしまして、また憲法第八條の承認に関する件にしまして、事が皇室の問題であるにしても、こうした時代におきましては、資料を提出されることが必要でありまして、その上で質問をいろいろしたいと思つておられます。

○堀江委員 つまり八百万円から二千万円になることにつきましては、内容が、どういふ費用が増額して二千万円必要であるかという点、それからまた百八十万円の問題については、主としてどういふ用途に使われておるかという問題、できれば詳細な資料として必要だと思つておられます。

○堀江委員 特別に資料として出さなくても、御質問によつてできるだけお答えしたいと思つておられます。○堀江委員 質問すると申しまして、も、ぼつとおつて、ただ八百万円を二千万円にとういだけで、何も根拠がつかぬわけでありすが、どうして二倍半必要であるかということが納得ができないわけでありすが、

○堀江委員 皇室経済法の改正について、八百万円が二千万円になるというところは、大きな問題だと思つておられます。今いろいろ國會でも審議されておりますように、國家の財政が窮乏し、そうして歴大な税がかげられる、いわゆる苛斂誅求の形において税金がかげられておられる際において、八百万円が三千万円に大巾に増額されるというところは、非常な問題であります。何らこれについて資料が出ておりませんが、また皇族費の問題にしまして、また憲法第八條の承認に関する件にしまして、事が皇室の問題であるにしても、こうした時代におきましては、資料を提出されることが必要でありまして、その上で質問をいろいろしたいと思つておられます。

○堀江委員 つまり八百万円から二千万円になることにつきましては、内容が、どういふ費用が増額して二千万円必要であるかという点、それからまた百八十万円の問題については、主としてどういふ用途に使われておるかという問題、できれば詳細な資料として必要だと思つておられます。

○堀江委員 特別に資料として出さなくても、御質問によつてできるだけお答えしたいと思つておられます。○堀江委員 質問すると申しまして、も、ぼつとおつて、ただ八百万円を二千万円にとういだけで、何も根拠がつかぬわけでありすが、どうして二倍半必要であるかということが納得ができないわけでありすが、

○堀江委員 皇室経済法の改正について、八百万円が二千万円になるというところは、大きな問題だと思つておられます。今いろいろ國會でも審議されておりますように、國家の財政が窮乏し、そうして歴大な税がかげられる、いわゆる苛斂誅求の形において税金がかげられておられる際において、八百万円が三千万円に大巾に増額されるというところは、非常な問題であります。何らこれについて資料が出ておりませんが、また皇族費の問題にしまして、また憲法第八條の承認に関する件にしまして、事が皇室の問題であるにしても、こうした時代におきましては、資料を提出されることが必要でありまして、その上で質問をいろいろしたいと思つておられます。

○堀江委員 つまり八百万円から二千万円になることにつきましては、内容が、どういふ費用が増額して二千万円必要であるかという点、それからまた百八十万円の問題については、主としてどういふ用途に使われておるかという問題、できれば詳細な資料として必要だと思つておられます。

○堀江委員 特別に資料として出さなくても、御質問によつてできるだけお答えしたいと思つておられます。○堀江委員 質問すると申しまして、も、ぼつとおつて、ただ八百万円を二千万円にとういだけで、何も根拠がつかぬわけでありすが、どうして二倍半必要であるかということが納得ができないわけでありすが、

たしまして二千万円であります。  
○堀江委員 給與費の三百二十万円の  
内訳をもう少し説明願います。

○塚越政府委員 この給與費と申しま  
すのは、内廷費によつて支弁せられま  
す皇室の私の使用人の給與でありま  
す。それが年九万六千円の十一人、そ  
れから六万二千四百円の二十人を合わ  
せましたものが、これが二百三十万四千  
円になります。これが大きなもので  
ございます。そのほかにこれらの使用  
人が出張しますときの旅費であります  
とか、あるいは超過勤務手当その他の  
給與、それからの中には、皇太子さ  
まの外人教師でありますところのヴァ  
イニング夫人の私的な生活費は皇室の  
方でもたれることになつておりまし  
て、その金額がはいつております。そ  
れによりまして三百二十万と相なる  
次第であります。

○堀江委員 ほかの費目についてもな  
るべく詳細に御説明を願いたい。

○塚越政府委員 まず初めの内給費で  
ありますが、これは狭義のお手許金と  
か、あるいは衣服費、用度費、それか  
らいろいろ御交際の費用、それにこの  
中からいろいろいわけの内給費による  
賜與といふものをなされるわけであり  
ます。次の皇子費と申しますのは、現  
在おられます四方、義宮及び三内親王  
の衣服費、用度費、教育費等を含んで  
おります。なお初めの内給費の中に  
は、陛下の私的ないろいろな御教養、  
御修養の費用というふうなものも全部  
この中にはいつておるわけでありま  
す。次に食品費は、内廷にある八方の  
お食事の費用でありまして、これは御  
自身のお食事のほかに、御会食をなさ  
るといふようなときの費用もこの中に

はいつておるわけでありまして。次に旅  
行費は、内廷の八方が私的な意味にお  
いて御旅行なさるとき各般の費用が  
この中に盛りこまれております。用度  
費はそのほかのいろいろ内廷におけ  
る備品費、消耗品費、雑費等がこの中  
に含まれておる次第であります。

○堀江委員 次にこの百八十万円の大  
体の予定をはつきり願いたい。

○塚越政府委員 これは先ほどの提案  
理由でも官房長官から御説明申し上げ  
ましたように、実は何ほど要るかとい  
うことについては、災害の発生の状態  
とか、いろいろ関係で予測できない  
のであります。しかし大体過去の実績  
等からみまして、百八十万円程度では  
ないかというふうなことから、一應百  
八十万円によつて御議決を願いたいと  
考えている次第であります。

○大上委員 皇室経済法施行法の一部  
を改正する法律案について、川合委員  
並びに堀江委員からおの／＼質疑があ  
りました。大体私二人の意見あるい  
は質問に対してこれを了とするもので  
ございまして、なお佐藤委員からさ  
せん議事の進行の動議が出ましたが、  
これは質問を打ち切り討論を省略して、  
ただちに採決にはいりたいと考えま  
す。この動議を提出いたします。

○早田委員 お願いいたします。  
大上委員から提議の御説はごもつとも  
と存じますので、この際質疑を打ち切り、  
討論を省略して、ただちに採決いたし  
たいと存じますがいかがでありまし  
うか。

○堀江委員 そうした動議について  
は、これは事があるはつきりしてお  
りませんし、もう少し研究することに  
して、本日採決するということにつ  
いては反対であります。

○佐藤委員 日本の天皇が新しい  
憲法におきましても認められている以  
上は、やはりこれくらいの経費は常識  
的に考えましても万やむを得ないのじ  
やないかと思うのであります。國家の  
財源の苦しいことも、先ほど堀江委員  
の言われましたようにたれでも承知し  
ているわけでありまして、大体これく  
らいの程度は今の状況におきまして  
は、議員としてこれ以上の質疑は大  
体無用かと思つてから、ぜひとも堀江  
委員も質疑を打ち切つてこの案に賛成  
せられんことをお願いしたのであり  
ます。

○早田委員 大上委員の動議に御  
賛成の方の御起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○早田委員 起立多数。よつて大  
上君の動議は成立いたしましたので、  
大上君の動議の通り確定をいたした  
いと存じます。

これよりただいま質疑を打ちしまし  
た皇室経済法施行法の一部を改正する  
法律案、日本國憲法第八條の規定によ  
る議決案、右二案について採決をいた  
します。右二法案について反対の方の  
起立を求めます。  
〔反対者起立〕

○早田委員 少数。原案に賛成の  
方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○早田委員 起立多数。よつて本  
案は原案の通り可決確定いたしました。  
〔賛成者起立〕

○早田委員 お願いをいたしま  
す。会計法の一部を改正する法律案は  
先ほど荒木政務次官から補足説明を願  
つた点のみが疑問であるというので保  
留になつておりましたが、この場合質

疑を打ち切り、討論を省略して採決をい  
たしたいと存じますが御異議はありま  
せんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早田委員 御異議ないようであ  
りますのでさうはからいます。  
午前十一時四十分休憩

午前十一時四十五分開議  
○早田委員 休憩前に引続き會議  
を開きます。ただいま議題といたしま  
した会計法の一部を改正する法律案に  
ついて採決いたします。本案に御賛成  
の諸君の起立を求めます。  
〔議員起立〕

○早田委員 起立総員。よつて本  
案は原案の通り可決確定せられま  
した。

○早田委員 次に軍事公債利子支  
拂の特例に関する法律案、所得税法の  
一部を改正する等の法律案、取引高税  
法案、さらに本日説明を求めました有  
價証券の処分調整等に関する法律の  
一部を改正する法律案、以上を一括し  
て議題とし、質疑を継続いたします。  
大臣が来られましたので、一般的質問、  
すなわち総論について御質問してい  
た  
だきたいと思つておられます。

○大上委員 軍事公債の利拂の問題に  
つきまして、二三、大臣にお尋ねいた  
します。過般よりいろいろの質疑、  
あるいはこれに対する大臣の應答によ  
つて大体は了承しておりますが、一  
番大きな問題といたしまして、私たち  
の見解からはこの軍事公債の利拂停止  
を一年やることによりまして一番問題  
となる点は、いわゆる全般的な有價証  
券の政策であります。すなわち交付公  
債並びに一級証券が流通性をもつてお

ります。これが証券市場においてど  
ういうことになるか。これに対する大  
臣のお見通し、並びにこの交付公債、  
特に軍事公債におきましても、これを  
金融の担保にするということを見受け  
ております。實際これが運営されてお  
ります。従つて將來の健全財政とか、  
あるいは財政面から見て、國債政策を  
いかにやつていこうとせられるか。な  
お次の問題は、今度の問題によりまし  
て政府の信用度の面がいくぶん薄らぎ  
つつある。いわゆる公約破棄というよ  
うな観点から言ひまして、將來貯蓄政  
策その他國民に散布せる資金の吸収に  
ついて、大蔵大臣として國民をしてど  
ういうふうなこの問題を消化せしめる  
かという三点を、まずお尋ねしたいと  
思つておられます。

○北村國務大臣 ただいまの大上君の  
御質問のうち、同様の趣旨の御質問に  
対して、この席上その他の席上でも、  
また本會議でもしばしばお答え申し上  
げておりますから、大体のことは大上  
君も承知いたしておることと思  
うのであります。重ねての御質問であ  
りますからお尋ねの点にお答え申し上  
げます。第一にこのことが市場に及ぼ  
す影響いかんということでありま  
す。御承知の通りただいま日本にお  
いては市場が公開されておらない。これは  
新たな証券取引委員会も出発いたし  
ましたので、一日も早く市場公開を願  
つておりますけれども、またその再開  
に至つておられません。従つて公債を  
はじめ有價証券の正しい意味においての  
市場価格というものが現在ないこと  
は、大上君の御承知の通りでありま  
す。なくとももしかし買入はあるじやな  
いか。これはたしかにあります。とこ

ろがこれら及び／＼申し上げました通り、軍事公債は大体九割何分が金融機関の所有するところであり、従つてこれは日本銀行に対する登録公債と相なつておる。従つて証券というものは発行されていませんで、日本銀行に登録されていくことでありますから、轉々流通すべき証券は存在しないのであります。従つて登録されておるだけでありますから、市場性はないのであります。九割六分くらいまでは市場性がない。ただししかしながら軍事公債は早く処分したいというふうな気があれば、一旦登録しても登録解除の手續がでるのでありますから、登録を解除したものがあつたかというのを調べてみまするに、その後登録解除したものはございせん。今まで私はそういう報告を受けておりません。それで今回の軍事公債の利子の取扱ひ方に関するところが、軍事公債のものに影響を與えたという何ら實質的な事実がございせんので、その点はさうに御了承願ひたいと思ひます。

第二点は、このことによる國際信用をどうするかというふうな問題でございませんで、今回の処置は内地債に限ることでありまして、ただ外國人所有のものをどうするかという問題がございませんで、外國人の所有に對しては利子を支拂うということ、内閣の聲明で發表した通りでございませんで、外國人に對しては何らの影響はない。

第三点は、影響はないとしても、いわゆる國の信用度に対する観測はどうかというふうな御尋ねでございませんで、日本が今だけ外國から信用されておるかということ測定することは、

きわめて困難でございませんで、かつ御承知の通りアメリカでは、日本の公債は市場で上場されておる。ただロンドン市場で上場されておる。その上場されておるのは一九一〇年発行の四割の公債が現在上場されておるが、これは軍事公債の利拂をしない、一箇年延期するときにまた前後の状態を見ますと、少し上つて二ポンド四分の一が、二ポンド四分の三あるいは二ポンド四分の一になつたという経過をたどつておる。これらのごとくが何ら影響を與えていないということ、その一点から測定できるわけでありませんで、その他の点を測定することは、おそらく不可能だと思ひますが、一應さうなことが考えられます。以上のような今回の措置に對して何ら憂慮すべき結果が現れておりませんで、國民貯蓄に對しても私は悲観をする必要は全然ない、かように考へております。

○大上委員 大臣のお答の第二問に私は考へます。國際信用の問題を御説明になつたのですが、私の尋ねるところはさうではない。すなわち有價証券全般と見なした場合の國內における信用性、これに對する政策をお尋ねしておるのであつて、何ら國際的な信用の問題をお尋ねしておるのではない。すなわち証券の民主化が叫ばれる際に、この實際的な交付公債並びに他の有價証券というふうなもの、國內における政府の公約破棄というふうな点から生ずるところの障害、あるいはこれに對する財政政策ということをお尋ねしておるのであります。なお第一問に出ました市場價格、すなわち

非公開であることは、私も方々承知しております。しかし實際面として登録公債でありませんで、登録除外を見れば、たちまちわかる点であります。が、われ／＼が日常生活によつて耳にし、實際味つておる現在の生活面から見て、やみの生活は必ずしておると存じます。私個人といたしまして、やみの生活なしでは今日つておりませんで、従つて大臣がおつしやる表面的な非公開の株云々は一應もつともないですが、これを担保にやみ生活と同じく金融のやみをやつておるという面から見れば、特に私の關係しては大阪地区においては、それが盛んであります。だから裏面的な点も御調査に對しての御答弁なりや否やという点をお尋ねいたします。

○北村國務大臣 やみ金融はわかりませんで。

○大上委員 それから外國の一般的有價証券の信用性という問題……

○北村國務大臣 軍事公債だけが今回の問題になりましたので、その他の優良な会社の市價が、軍事公債と何のつながりをもつわけはございませんで、さういふことは關係ございませんで、しかしながらさきに申し上げますように、有價証券市場の公開がないのでありますから、従つてこれを公的に処理する途がないということにございませんで、それから有價証券の騰落は、幾多の原因をもつてあります。たとえば非常に金づまりがひどい。さういふ金融難からくる場合もございませんで、その他いろいろございませんで、会社それぞれが持つ特有の原因もあるものであります。おの／＼について何株がどうなつた、こゝなつたというふうなことで

ない、はつきりしたことを申し上げるのには困難です。一般的な影響は何らもたぬということは、それ自身である軍事公債登録の解除がないということ、それが明らかに影響がなかつたことを証明する、かように思ふことはさきに述べた通りであります。

○大上委員 第一問の大藏大臣のやみ金融がないということは、大臣が實際にお調べになつた点か、あるいはその他現在の大臣としての、機構を動かして調査なすつた結論ですか、その点お伺ひいたします。

○北村國務大臣 私はやみ金融を捕捉することができたらば、これは非常に結構なことだと思ふのです。それで、ある推測はできないことではない。もし大上君において、やみ金融というものについて、その担保力と今回の軍事公債との關係が、さういふ相關性があるという具體的な事実があるならば、それに対して判断してお答へすることはできるのであります。私はやみ金融のことは、今のところ材料がございませんで、今から申し上げ得ないのであります。

○大上委員 では一つの具體的な例を、私の記憶範圍をたどつて御説明いたします。実は今次の軍事公債利拂停止によりまして、もちろん登録公債でございませんで、それを担保に借りる方が悪いのか、貸した方が悪いのか、すなわちこれはやみ生活と同じような理窟になります。これによつて手持金融機関がずつと金融を締めつけた。従つてこの返済を急に迫つてくるというふうな点を、一つばかりでなしに、あらゆる点で見受けられるのです。こゝろなつた場合に、單なる軍事公債

の利拂を一般的な発表によつて、一つの過渡的な現象と見られるが、こゝろなつた場合に、單なる軍事公債に多いようにならざるが、

○北村國務大臣 ちよつと私には了解が困難なのであります。登録公債を担保にしてというお話がありました。登録公債は公債ではないので、登録されたという書面です。その書面をその公債の所有者が持つておるだけでありまして、それ自身は公債ではないのであります。もしこれを担保に供して金融の途を開くとか、あるいは賣買するといふ場合に、もし登録公債である場合は、一應登録を解除して、公債の発行を待つて、その轉々流通性のある本来の形に歸つて、しかる後でなければならぬはずである。従つてさうなことが行われたかどうかというところが、今回の軍事公債の処置に對する變動を見る一つの解決点である。私が登録解除の申請がなかつたというのを先ほど申し上げたのは、その点であります。

○大上委員 大臣のおつしやつておられるのは、いわゆる公法的に、あるいは立法的にきめたところの手續上の問題を指摘されておると存じます。たゞお尋ねいたします通り、やみはやつてはいかぬ、法治國である以上諸般の法律で縛られておるわけですが、しかし實際は大臣の御指摘になつたやうな実情でない、ということを特に申し上げておきます。

○北村國務大臣 いや、私はわからぬやうになつたのですが、登録公債をやつておるのは公の金融機関です。金融機関以外に、登録公債があるという、ことを私は知らない。その登録公債が

やみ金融で担保になつてゐるという仰せであり、この金融機関でやみ金融が、もう少し具体的に話を伺いたい。

○大上委員 後日待ちまして資料を私も提示してみたいと思つて。もつともおつしやる通り手続上保有してゐるのは、市中銀行であることは万々承知しております。これをいゆる小さい農業会あるいは金融機関自体がいかように過去活用してきたか、これをもつてどうしような面に充ててきたか、ということをお尋ねすれば、すぐわかる問題だらうと思つて。その次に一つお尋ねしたいのは……

○北村國務大臣 ちよつとその前にもう少しはつきりしておきたいのですが、登録されたという書面を担保にして金融が行われている。こういうことをおつしやるわけですが、その点が私にはよくわからぬ。それは農業会ですか。その点をはつきりしておきたいと思つて。

○大上委員 これは非常に事務的と言いますか、手続上はそういうことはでき得ないけれども、実際上はこれが呼び水と言ひますか、よく言われておる世情のうわさ、こういうものによつて非常に縛られておる。すなわちこれを法文化、明文化、資料化することは非常に至難であると思つて、実際の業者間、あるいは証券業界における影響の表面だけを私はお尋ねしたのであつて、実際上の法的な手続、その他大臣の御指摘になりました点については、私はまだ資料をもつておりませぬ。

○北村國務大臣 いや、わからなくなつてきたのですが、私はやみの金融

についてどうかと聞かれても、私は知らない。資料がないからわからぬとお答えしたので。しかるにやみ金融について、これだけの事実がある。こういうお話ですから、それはどういふことですかと伺いますと、これは登録による登録公債だと言ふ。登録公債は個人にもあるかもしれませんが、私は寡聞にしてあまり知らない。個人がやることは無いと私は思つております。九

十何パーセントは金融機関がやつておる。これは金融機関に與えられた特権だと思つております。その金融機関が保有しておるはずのものが、どうしてやみ金融に流れるか。その点がどうもはつきりしてないから、もう少しその点をはつきりしていただきたいと思つて。

○大上委員 私の言うのと、大蔵大臣の考えられてゐる点とは少し違ひます。私の言うのは、なるほど國庫公債あるいは今次利拂を停止しようとしておるものは、大体登録公債でよくわかりますが、これが一般的な有價証券、あるいはその他の証券に影響して、これがやみ金融と言ひますか、これを担保にし、これというものは、何ら今上下つておる軍事公債利拂とは限りませぬが、一般的な金融と言ひますか、あるいは有價証券としての性質を失いつつある資料が二、三ある。けれども私はこの軍事公債にこれらのものがあるという指摘は全然してないから、その点大臣の考え方が違つておると思つて。

○北村國務大臣 今問題になつておるのは軍事公債のことです。それと関係なく、一般有價証券ということになりまして、先ほどからお答えしておる通りに、今市場の公開がないから、

これを的確に申し上げることは困難でありまして、やみ金融がどこで行われておるか捕提困難である。かようなところにおきか、やみ金融がどういふふうに行われておると言われても、それだけでは御了解を願へると思つて、なおお話しが出てくるから、もう少しはつきりしておいた方がよいと思つておる。御質問になれば私はお答え申し上げますが、一体問題の所在がどこか、はつきり伺いたいと思つて。

○大上委員 最初から問題がおかしくなりまして、こちらの言うのは委員の皆様お聴きしていただく通りに、この証券、いわゆる軍事公債それ自体も流動資産の一つとみなされておる。そういう観点からその他の一般の國庫公債並びに有價証券に対する國民の信用度が落ちばせぬか。それはどういふことかといふと、一般的な有價証券と認められた場合に金融の手段に使う。そうした場合にこれをどういふふうに使後承認されるか。なるほど今申されたように、証券市場それ自体は現在非公開であるが、実際買が行われている。こういう場合に、これはなるほど登録公債であるが、一般的証券についてはどうかといふことをお尋ねしてゐるのであります。

○北村國務大臣 結局私はどうもはつきりわかりませぬ。もと／＼問題になるのはやみのことで、それがどうなるかは私は申し上げかねます。たゞ／＼申し上げますように、非公開であるので、有價証券が金融の対象になることはむろん困難です。さればこそ日本銀行へ登録しておる。それで理論としては、一般有價証券は轉々流通性がある

というところで金融の対象になり、また買買も円滑に行われる、従つて物價の自律性に基いて物價がきまつていくことは当然ですが、軍事公債に関する限り九十何パーセントが登録されておる、市場に出るべき公債そのものがないのであります。これはただ日本銀行に登録されているだけで、存在しない。轉々のしよがない。その点を申し上げておるから、従つて轉々流通しないから、市場に何ら影響を與えていないといふことを申し上げたのであります。やみでどうなつてゐるかわかりませぬ。

○早稻田委員 午後三時三十分開議 大臣は御出席願へるやうです。こゝで休憩いたします。午後一時から再開いたします。

午後三時三十分開議  
○梅林委員長代理 これより會議を開きます。

○内閣委員 所得税のことにつきましてお尋ねしたいと思つてあります。まず政府にお尋ねしたいのはこの五月十三日に農林次官から大蔵次官に宛てまして、昭和二十三年年度以降農家所得税に関する件という依頼状が出ております。これによりまして、昭和二十二年年度農家所得税に関するにがい経験に鑑み、昭和二十三年年度以降の農家所得税については、左記のくふう、改善をはかる必要があると思はれる。右に關し意見を開陳せられたいという農林次官から大蔵次官に依頼状が出てゐるのであります。これは主税局長もごらん

になつたと思つて、まずそのことにつきて、大蔵省の御見解をお伺いしたいのであります。

○平田(敏)政府委員 ただいまの書類は、今手もとに持合せておられますので、後ほど取り寄せまして、なお具体的ににお答えしたいと思います。○内閣委員 それでは一つ／＼お尋ねしたいと思つてあります。私は主税局長として現行の農家所得査定の問題につきまして、若干お尋ねしたいと思つてあります。

まず最初にお尋ねしたいのは、來所得年度における消費されるべき農家の自家消費米は、本所得年度の所得に繰り越すことと、これを來所得年度の所得に繰り越すことと、たゞ二、三所得年度内に消費された自家消費米は、二十一年年度の産米が約十箇月分、二十二年年度の産米の小部分と、二十一年年度産米の大部分とが、農家の自家消費米になつてゐるのであります。ところが大蔵省が農家所得の計算について、これを各稅務署に示達されてゐるのであります。これによりまして、その年の評價でやれといふことが書いてあるのであります。ここに非常な無理があるのであります。つまり十箇月分を五百五十円の計算でしなければならぬし、二箇月分を千七百円の計算でしなければならぬのに、全部が千七百円の計算です。こういうことになつてゐるのであります。これが非常に大きな矛盾でありますので、こういうことにつきて、大蔵省が農家所得計算について、大蔵省の地方にお示しになつてゐるの意図が、これを合理的にお改めになる意図が、ありますか、それを伺いたいのであります。

七

○平田(敏)政府委員 所得税の所得をどう計算するかという問題だるうと思

○内藤委員 局長は私の尋ねましたこととを少しはき進んでお考えになつてお

○平田(敏)政府委員 昨年度の所得税として収入金額に計算しておるものは、昨年度農家が収穫した農産物であ

○内藤委員 それでは農家が消費しました米といものは収入にみられぬ

○平田(敏)政府委員 収穫したすべての農産物をその年の収入金と言いま

部分も収入金額にはいりませんが、収入金額の年度区分いたしました

○内藤委員 この問題は実際と違つておりますから、いずれあとからゆつ

ます。収入金額の計算は大体的な要領による。一、田については米、イ、れ

○平田(敏)政府委員 たいだいまお述べになりました通牒の趣旨によつても

○内藤委員 それをどういふ通知で出しているか、その通知が末端の税務署

○平田(敏)政府委員 たいだいまお述べました問題になりたうと思つたのであり

○内藤委員 承知いたしました。それは次に問題になりたうと思つたのであり

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

至りまするまで、農業経営全体の収入または支出を調べて、初めて按分分担

ては、わら工品を見る場合においてそのわら代はやはり経費として見積り控

○平田(敏)政府委員 たいだいまお述べになりました通牒の趣旨によつても

○内藤委員 それをどういふ通知で出しているか、その通知が末端の税務署

○平田(敏)政府委員 たいだいまお述べました問題になりたうと思つたのであり

○内藤委員 承知いたしました。それは次に問題になりたうと思つたのであり

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

至りまするまで、農業経営全体の収入または支出を調べて、初めて按分分担

○平田(敏)政府委員 たいだいまお述べました問題になりたうと思つたのであり

○内藤委員 承知いたしました。それは次に問題になりたうと思つたのであり

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

至りまするまで、農業経営全体の収入または支出を調べて、初めて按分分担

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

至りまするまで、農業経営全体の収入または支出を調べて、初めて按分分担

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

○内藤委員 承知いたしました。それは次に問題になりたうと思つたのであり

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

至りまするまで、農業経営全体の収入または支出を調べて、初めて按分分担

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

至りまするまで、農業経営全体の収入または支出を調べて、初めて按分分担

○平田(敏)政府委員 たいだいまのお尋ねの点は、実際に私も一番むずかしい

ができるのでありますが、家事と関連して使つておる、あるいは共用しておるものということになりますると、実際問題としていかにするか、なか／＼困難な問題が多いので、御承知の通り税法においては家事上の経費及びこれに関連する経費は控除しない計算になつておりました、現在の事情から申し上げますと、さうなことに相なりませぬのはやむを得ない。勤労者の場合におきましては就を勤労所得を得るため、必要な経費にのみかみないかについて議論があるわけでありませぬが、さうな生活にも供用され、家計費にも使われるという部分につきましては、非常に問題がございますので、今申し上げましたように農業経営に専用する物件の所得費、修繕費、これなどに明らかでございますが、その他のものにつきましては一々細吟味いたしまして経費をみるということが、なかなか困難な事情にあるということを御了解願いたいと考ふる次第であります。

○内務委員 分割することが困難だからみないというお話でございますが、これは非常に不親切なことではないかと思つております。科学的にも分割計算ができるのであれば、それをお認めただけですかどうか、それをお認めたいのであります。

○平田(敏)政府委員 問題は具体的に判断するよりほかにと思つておりますが、非常に事情が明瞭であるという場合においては、私は考慮の余地があるかと思つております。しかしごく常識的に考えれば、両方に供用されるものはなかなか区分の限界がつかかぬものでありまして、実際上一々区別してやること

はむずかしいのではなからうかと考へておる次第であります。

○内務委員 それではひとつ具体的例をあげて申し上げたいと思つておりますが、蚕養であります。これは蚕養をやつておらないときは普通の住宅であります。いよ／＼蚕養が始まると、障子をはりかえて、まん中にいろいろ切つてこれを蚕養にするのであります。そのためにやはりなにかの費用がかかるのであります。もちろん障子をはりかえたりしますものは、後に家事用のものになることはなるのであります。これも使用年月の割合で計算したり、あるいはその他のことで計算すれば、計算のやり方はあると思つておりますが、従来はさういふもの

は一切除外されておつたのであります。さういふことが農業所得が非常に過重になつておつた一つの原因でありまして、さういふことにつきまして、もし合理的な計算方法があるならば、お認めただけですか、どうでありませぬか、もう一遍お伺いしたいのであります。

○平田(敏)政府委員 ただいまの御指摘の場合におきましては、研究いたしてみたいと思つておりますが、特別に蚕養に使うために、臨時に出費をしたというやうな種類の費用がございませぬば、当然必要経費として、その年全部を引くか、あるいは相当長期にわたりますれば、長期にわたつて引くというやうにすべきでないかと考へます。ただ家事にも使ひ、蚕養にも使ひ、家を建てるに、家の償却に、蚕養の部分を見たら差引くかということになつてきまると、なか／＼困難であらうということを先ほど申し上げたやうな次第でございます。

○内務委員 それでは次に進みます。大蔵省から地方税務署にお示しになりました農業所得の計算方法の中に、農具費は各種農具の修理費により計算するということになつておるのであります。現実には農村で税務署の方が農具費の問題につきましても非常に議論をしたのであります。最後に税務署の方は、さういふ通知が本省の方から來ているのでそれはさうかもしないけれども、どうにもならないという返事で引下つたのであります。私

は農具費は、各種農具の修理費により計算するということは、非常な誤りではないかと思つております。小農具はよろしく購入代金をもつてすべきであり、大農具はせめて大農具の償却費を考へなければならぬと思つております。はなはだ話はこまかいやうでありますけれども、さういふことを親切にしてやらなければ、農家が納得して所得税を納めないことなるのであります。さういふことを少しお伺いしたいのであります。

○平田(敏)政府委員 ただいまの点は、あるいは昨年度の通牒が不十分な点があつたかと思つております。今後におきましてはさういふやうにいたしたいと思つております。大体耐用年数が二年未満くらの小農具は、その年購入した経費として差引く、耐用年数が二年以上ならば、さういふ種類のものにつきましても、やはり一定の耐用年数をみまして、償却費をみる、同時にその年に使われしした修繕費を差引く、さういふやうなことにいたしたいと思つております。

○内務委員 さらにこまかいことを二、三お尋ねしたいと思つております。所得税法第十條に必要経費の意義というところが書いてあります。その中に非常に漏れておるものがあると思つて、それを一應申し上げまして、さういふものを加えていただけるとかどうかをお伺いしたいのであります。たとえて申しますと、家畜の種付料であります。このごろなか／＼この種付料が高くなりまして、一回に二千円からするのであります。そこで神奈川県あたりでは人工授精をいたして五百円くらいにしておるのであります。さういふものを必要経費に入れてくれと税務署に頼みますけれども、頭としてそれを入れなさいということになつておるのであります。さういふ二千円の種付料、それから光熱費でありますとか、これは私の富山縣ではさういふのが非常にあります。であります。借り馬料であります。つ

まり役畜の借入料であります。今年のときは、一耕作期一万六千円から七千円に上つておりました。一日の借馬料が千円を超しておるのであります。さういふのがここに漏れております。関係上、また大蔵省が地方へ出しましたこまかい指示の中にも書いてありませぬ関係上、これが実は経費の中に入つてこないであります。それから薬剤費、選種用の材料、保管料、販賣手数料、さういふやうなものも漏れておるものがあります。その他にお漏れておるものはたくさんあるのであります。さういふ当然必要経費として計算しなければならぬと考へられるものは、この際ひとつお入れいただけますかどうか、

それを主税局長にお尋ねしたいのであります。

○平田(敏)政府委員 ただいま御指摘になりました点は、所得税法第十條第二項に経費の定義を掲げておりました。その定義の中の最後に、その他収入を得るために必要な経費ということ、大分例示いたしまして、最後にかような言葉で必要経費を計算するということに相なつておるのでございまして、今御指摘の中で、若干疑問のものもございませぬが、御指摘の中の農業につきばら使う光熱費、それからさういふその他の動力費は当然だと思つて、家畜の種付料は償却したとき

の所得を計算する場合には、必要経費として控除いたします。それから農耕に使用します役畜の借入料、さういふ種類のものは、その他収入を得るに必要な経費、つまり農産物を收穫するために必要な経費として控除すべきものと考へておりました。ただ作業衣とか地下たびとかいつた、働く人の身にまとうもの、食べるものというやうなものにつきましましては、従来とも先ほど申しましたやうに、いづれに見るべきか大分疑問なものがございまして、さういふ種類のものにつきましましては経費として見ないことに従来からいたしておるやうな次第でございます。

○内務委員 それでは経費としてお認めただけですか、大蔵省が地方税務署に指示しておられます計算法の中に、新しく書き改めて御通達いたしませんでしようか。

○平田(敏)政府委員 昨年度の経験に照みまして、地方的に大分さういふ問題について紛争が起きておるやうでございませぬから、本年度といたしまして

は、さらに御趣旨等をよく体し、詳細な通牒を發し、できるだけ紛争が少くなるように努めたいと考へておる次第でございます。

○内務委員 さまかいことばかり申し上げて、ほかの方にも申訳ありませんから、さまかいことはそれだけにいたしておきまして、この二月の農家の所得税のことにつきまして最後に伺いたのであります。ここに持つておられます資料は、農林省で調べた資料でありまして、今年の所得税につきましては、この賦課状況を調べたのであります。これによりまして農家の農業所得申告額と、それに対する税務署の更正決定所得額との間には、総平均いたしまして、一対一・四八という開きが、この農林省の調べにはあるのであります。かりに農家の所得申告額を正確なものとしたとすると、それに対する税務署の更正決定は、およそ五割方の過大査定ということになり、従つて五割以上の所得税の負担過重ということになるのであります。ところが申告額と更正決定額が、はたしてそれが正しいかといふことは、軽々しく判断することはできません。大体におきまして農家は多少でも内輪に申告する傾向をもつておりまして、またやみ所得のごときは、そのまま申告するようなことは実際ありません。これに対して税務署の査定が、農村のインフレーションといふ一般的な誤つた風潮に支配されて、實際より過大になりがちであること、またやみ所得に対する主観的な評價が混入されまして、事実といたしますと、どちらかと申しますれば税務署は過大になりがちのようでありまして、でありますから、この農林省の

調べは、はたしてこれが正しいかどうかといふことは、しばらくおくといひまして、これから私は結論だけを申し上げてみたいと思ひます。それは税務署の査定は平均一・四六倍になつております。これが反当四千二百三十三円となつてゐるのであります。これは主税局長もよく御承知のことと思ひます。これはいろいろな理由はいろいろありますが、お話し上げることにはいたしません。省略いたしますが、大体一〇%以上の過重負担を來たしてゐる結果になつておるのであります。この計算は、一毛作地帯に比し申すれば二毛作地帯においては、より査定の倍率が大いなのであります。二毛作地帯には収益作物の栽培が可能でありますから、このことから一毛作地帯より、二毛作地帯の過重負担が相対的に大であるかどうかといふことは、ただちに結論することはできませんが、そのことはこの調査結果のみでは明らかではありません。しかし如作経営に關しましては、私どもは判定の基礎となるべきものが、まだはつきりしたものはもつておりませんが、しかしここでも農家の申告に對する税務署の更正決定は、一・五六倍になつてゐるのであります。つまりそれだけ過大査定になつてゐると考へられるのであります。そうしまして、ここで地方的にその倍率の差異が大いことが見られるのであります。たとへて申しますと関東地方の申告所得は、反当二千五百三十八円、税務署の更正決定所得が反当三千七百五十円、一・四八倍になつてゐるのであります。北陸であります、申告所得は一千八百八十円、更正決定所得額が

三千四百四十円で一・八三倍となつております。関東地方より一般的に生産力も劣れば、やみの可能も少いと思はれるが、更正決定はほぼ等しい額になつてゐる。こういうことは税務署による所得査定の方法の相違からくるものと考えられるのであります。このような税務署による主観的な査定方法の相違は、これは地方的にはなほだしい不均衡を來すのであります。所得税の決定にあたりましては、よほど考へなければならぬと思ひます。この計算方法は根本的に改めなければならぬと思ひますが、その具体的なことにつきましては、御相談申上げたいと思ひますので、さういふことについて御相談申上げましたときに、ひとつよく御相談のついでに、ひとつご希望をもつてゐるのであります。

それから最後に私がお願いしたいのは、法律第六條に所得税を免除する規定が列記してあるのであります。この中に農業災害補償法に基いて支拂われた保険金、あるいは早場米供出にあたりまして、農家が收得いたしました奨励金、超過供出に對する奨励金、その他いろいろものを第六條の所得税を免除する中に入れていただくことができると考へられるわけでありまして、さういふ種類の収入金につきましては、

現在の所得税法の規定によりまして、損害保険契約に基いて受取る保険金に準じまして、収入とみなないという解釈が成り立つのではないかと考へてゐる次第であります。ただ今御指摘の早場米奨励金、あるいは超過供出の奨励金、こういう種類の奨励金は、これはあくまでやはり農産物を政府に賣却しました代價の一部とみるべきものでございまして、これはやはり所得税法で、課税するといふ建前をとつております以上、この方は当然収入金にみて課税するの、むしろ負担の公正を得るゆえんではないかと考へておりますので、この方を除外するといふのはやはり賛成いたしたくない次第でございます。

なお石炭の生産奨励金、あるいは超過労働に對する特別超過勤務手当といふような類の所得がいろいろありまして、所得税法におきましては、勉強してより多く働いて多くの収入があるというふうな場合におきましては、当然その分に対しては収入として所得税がかかるというところは、理論的に考へると私も至極當然なことであると考へておる次第でございます。

それから最初に農業所得の課税について御意見がありました。私どもの調査によりますと、昨年度の農業に對する課税は、一戸当り所得金額で大体三万円以下のものでございまして、税額にいたしまして、六千円前後ではないか、平均してこう見ておりますが、平均をいたしましてこの程度の額といふものは、私はさう過大ではないと今でも確信いたしております。ただ実は納税といふことになりまして、やや遅いまして、これを一遍に納める

といふところには、農家の負担を著しく過重ならしめた原因が本年度にはありまして、そのためになかに納税にも困難を來しておるというふうな方面があつたように見受けられますので、本年度におきましては、できるだけ早くうちから納めていただくようにしたいと考へております。しかしこれは全体の問題でございます。御指摘のように個別的に申しますと、いろいろ問題があつたことは御指摘の通りでございます。地域的に均衡がとれていない、あるいは同じ作物にいたしましても、田畑等の均衡が十分でないといふ点などにつきましては、本年度と努力いたしまして、さらに一段と調査に努めたことによりまして、できる限りさういふことのないようになつたと思ひます。なおそれらからいへば、農家において少し負担が過重であつたと認められる部分は、むしろ新濤とか秋田とかといふ單作地帯で、相当広い耕作をしておるの、この場合において相當な負担過重であつたという事実は確かにあるようでございます。これはしかし御承知の通り所得税の累進率が下の方から非常に高くなつてゐる。これが一番大きな原因でございます。今度の税法改正によりまして、その点はよほど私ども改善されると考へられますので、本年度におきましては、課税についてさらに事情に即するよう、一段努力いたしますと同時に、税制の改正と双方相ましまして、なお所得の課税の円滑、適正をはかりたいと考へてゐる次第でございます。

○内務委員 農業災害補償法に基いて支拂を受けた保険金を、これに類似

するものという中に入れて考えるといふことは、まことにこれはありがたい答弁であります。しかしこれは当然なことでございますが、最後に私はひとつこういふ行き過ぎた通牒をお出しになつておられるということについて、お政め願いたいという希望を申し上げたいのであります。それは大蔵省主税局の農業所得の計算法というのに、収入と支出は実収入と実支出等により計算し、各農業の実収入を個別に計算するのが建前であるが、現在においては克明に收支を記帳している農家がきわめて少いので、収入、支出とも一定の基準によつて計算した金額を標準にして計算するのが通例である。もしある入の実収入または実支出の金額が、その一定の基準とされた金額に比して増減があるときは、収入と支出の双方を實際の金額で改善し、その差額を加算または減算する、こういうふうに行ふれといふお示しがあるのではありません。このごろ農家はかなり経済的知識が発達してまいりまして、簿記をつけている者が相当多いのであります。農林省がすいぶん昔から農家簿記の奨励をやつておられますので、このごろは約一割の農家は簿記をつけておられます。そのうち正直につけておられる者が出した資料と、税務署がやつておられるものと著しく違つた場合は、それをとるな、税務署のもつておられるやつをやれ、こういう指示が行つておられるのであります。これははなはだ悪やかでない指示ではないかと思ふのであります。これは農家が丹念に記帳しておられます帳簿を尊重していただきたい。またそういう習慣を農家につけなければならぬ。それが経営の合理化をはかるゆえんで

もあらうと思ふのであります。それが税務署が考えているのと著しく違つておられる場合には、そんな記帳なんかどうでもいい、それは税務署が考えている通りやれ、こういう御指示ではないさかどうかと思ふのであります。こういうことは改めたいので、まじめに記帳する者の資料を御採用願いたいと思ふのであります。私の質問はこれで終ります。

○川合委員 私はこの税制改正に関する法律案の基礎をなす現在の日本の経済再建の構想について、税制改正と関連しつゝ、まだ大蔵大臣はお見えになりませんから、安本長官にお伺ひしたいのであります。

まず第一に問題になるのは、法人税の改正の問題であります。私は法人税の改正自体を今ここで取上げようとはしないのであります。問題は当局の案にありますが、現行税法による場合に於いては、百四十八億五千五百万円を法人税が高から百三十億にするのだというために、約十四億八千万円の法人税が軽減されるのであります。そこでこの法人税の軽減する理由というものが、主として外資の導入の便宜のためにやるのだと言われるのであります。そこで問題になるのは、はたして現在の客観的情勢のもとにおいて、主としてアメリカの資本であり、アメリカの民間資本が輸入され得るような情勢にあるか、あるいはお認めになつておられるか。あるいはまた純然たる民間外資がはたして導入するより下準備ができておられるか、あるいは下打合せができておられるかという点を最後に伺ひたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 川合委員のお尋ねであります。外資導入にもいろいろ形がありまして、今お尋ねの点は政府と政府との間の関係でなしに、民間同志の外資導入だと考へる次第であります。それについてお尋ねの点をお答えしたいと思います。外資導入、民間の外資導入にしましていろいろ種類がありまして、いわゆるインヴェストメントと言ひますか、本格的な投資を目的としておられるところの外資導入であります。それから、これはもつと日本の経済が安定し、そして爲替問題が片づきまして、そして相当のリターン、海外投資、外国から申しますと海外投資は危険負担の点がありますから、利益配当等については相当大幅の利益が還つてくること前提になつて、本格的な投資が行われるわけでありまして、今お尋ねのうちの民間外資は導入されるかどうかという点であります。本格的な投資はまだ準備期の時代でありまして、ただちに投資が行われるということとはきわめてむづかしいかと思つておられる次第であります。しかしながら外資導入の中には、民間外資にしましても種々形があるのであります。現在の状況に應じたものについての外資導入であるならば、これは相当可能性があることを申し上げなければならぬのであります。たとえてみますと、日本で今一番困る問題は、生産をするにも設備がない。あるいは設備はあるけれどもすぐれた技術がない。あるいは設備及び技術はあるけれども、原料がはいつてこない。こういうようなものがある。そういうものについて当面應急のこの日本の要請に應ずるために、この種の外資が導入されるという

ことになりまして。たとえて言ひますならば、歐洲第一次大戦の際に行はれたフイニッシング・クレジット仕上信用制度でありまして。これはヨーロッパも行われ、日本にも若干行われたのであります。これはどうかという外資から原料をもつてまいりまして、日本がこれを加工するわけでありまして、いわゆる委託加工をするのであります。そうして製品はさらに先方に渡して加工賃をとる。こういう制度であります。こういうものは相当行へる余地もあると思ふのであります。そういう面においての話し等は、相当民間の間でも進んだものがある。こう申していいと思ふのであります。

それからリヴォルヴィング・ファンDといふか、回轉基金によつて、たとえば綿花を入れる。そうするとこの綿花は紡績会社で綿布に織られ、あるいは捺染をされて、製品となり、また向うへ出るわけでありまして。これは綿花を日本に入れて、さらに製品を買取るといふことは、今の管理貿易であります。貿易を通じて行われるのであります。これはむしろ一種の仕上信用にも似ておられますけれども、しかし製品を輸出する面におきましては、必ずしも綿花を日本に輸出したものがさらに持出すというわけではありませぬから、嚴格の意味の仕上信用ではないから、一種の加工を主とする貿易であります。これも回轉基金を元として、民間の間にクレジットが成立するのであります。これは民間のクレジットとして成立したい例だと思つておられます。ただいま六千万ドルの成立があるのであります。これも法律問題、経済問題その他種々の問題がありまして、

で、過去一年近く、十箇月の間いろいろ手続等について討議され、研究されたのであります。今回これができるようになつた最も大きな問題だと思ふのであります。

それから將來投資であります。経営参加といふか、將來の経営参加を目標といたしまして設備をもつてくる。あるいは原材料を日本に入れる。こういうふうなものもあるのであります。一定の間に資本参加をするにについては、日本の経済状態がもつと安定をする。これは生産が安定をし、流通あるいは労働問題その他が安定をいたしまして、爲替の安定をいたした場合に、オプション、選択権を行使して、先方に株の一部を渡す。こういうふうな予約のもとに行われ、資材あるいは技術の提供、もしくは原料のこちらへの持込み。こういうふうなことであるわけでありまして。かような種類の特殊のクレジットであります。將來の本格的なクレジットに対する準備的、あるいは一種の橋渡しの外資導入であります。こういうふうなものがあるが、民間に話も行われておられるのであります。ただいまといたしましては、安本で貿易外資に関する委員会がございまして、ここでその筋との連絡もつて最後のにはきめる、こういうふうな相なつておる次第でございます。大體の状況は今申し上げたような次第でございます。

○川合委員 私も大體において現在の外資導入の過程と申しますか、折衝といふものは、うす／＼聞いておつたわけでありまして、幸いにこの席上において安本長官が具体的に御説明になつたことは感謝いたします。そこで問題になりますのは、はつきり申しますと、こ

で、過去一年近く、十箇月の間いろいろ手続等について討議され、研究されたのであります。今回これができるようになつた最も大きな問題だと思ふのであります。

の外資導入によつて、日本がアメリカの植民地ないし半植民地の状態になるという政見、具体的に申しますれば共産党は、そのことを地方においてはつきり言つておられるわけでありませう。共産党はそのような子供供じみた概念をもつて、日本の労働者諸君に対して、外資の導入は有害であつても無益であるといふようなことを盛んに説いておられるわけでありませう。私はこの点は非常に遺憾だと思つておられますが、その反面においては、政府が、この外資導入によつて日本経済の再建がいかによつて進められ、同時にまた廣く日本の八千万國民の生活の安定と向上が期せられるかといふように、外資導入によつて日本國民の受ける利益が相当大であるといふこと、さらにまた、それによつて何らの政治的な制約を受けないといふようなことを、廣く國民に理解せしめることが必要ではないか、かように考へておられるわけですが、そういう点に關しまして、政府はどういうような意見をもつておられるか、これを承りたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 ただいま川合委員の指摘された問題は、きわめて大事な問題でありますので、私ここに率直に政府の意見を申し上げたいと思つております。外資導入は、日本の國の再建、經濟復興を目的として行われるものでありまして、その他の意味をもつておられるのであります。しかも自主的な日本の經濟復興が行われるために、好意ある連合國の援助によつて外資導入が行われるのであります。その点は非常に大事な点であり、また將來の日本の經濟復興が自主的に運営され、自主的に平和産業として日本の産業が発

達する、そのもとをなす一つの大きな條件として、外資導入が行われるのであります。御懸念のような点は目的としておられぬ、意圖もしておられぬことを、十分國民諸君にお傳へしたいと思つておられます。しからばどういふ方法によつてするかと申しますと、これは政府が五月十七日に經濟復興の計画に關する委員会を設けて、長期の經濟復興に關する計画の策定に出発いたしましたのであります。これはすでに本會議でも、また他の委員会でもしばしば申し上げましたように、日本の昭和五十七年度には實現するように政府としては考へており、そういう案を立てるよりに、國民の各方面の代表者にお集まりを願つて、日本の長期復興計画としてつくつていただく、こういうことをお願いいたしておるのであります。これは速やかに策定してもらいたいと思つておられます。その中には、その計画によつて日本の國全体の、あるいは各種の産業、各種の經濟部門について必要とする外資導入は、計画的にさらに織りこまれるわけでありませう。この計画によつて、この外資導入の眞の意味を果すべき導入を懇請し、導入をいたしたい、こう思つて次第であります。日本の外資導入につきましては、たとへば大正十三年から電力会社が、当時大同電力の福沢社長が、外資の導入の調印を終えて横浜に帰られますと、一部の國粹論者が、國を賣るといふような意味で、いろいろなデモンストレーションがあつたことを記憶いたしておるのであります。しかしあの外資導入によつて開發いたしました木曾

川筋、その他大阪、名古屋方面への電源開發及び送電、配電等の設備は、今も非常に日本の國民に役立つおるものであります。そして福沢さんが賣國的なことをなされたのではないといふことは、日本國民のひとしく知つておることだと思つておられます。外資導入は適当に、適正に行われるといふことを固く約束いたしましたして、いろいろ一部で言われるがごとく懸念のないことを、明らかにここで申し上げたよりの次第であります。

○川合委員 われ／＼も安本長官と同意見であります。ただ問題は、さらに具体的に申しますと、外資導入を考慮する余りと存じますが、わが國の財界の一部には、外資導入の前提條件として、日本の労働組合法を改正しなければいけない。少くとも外資導入がされた会社の労働組合は、団体協約によつて労働争議を一應たな上げする必要があるといふような意見が唱えられておるわけでありませう。この点に關する政府の所見はいかがでありますか。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。外資導入を、殊に民間外資導入をいたしますには、日本の經濟が安定の域に相当進んでくるといふことが、本格的な外資導入にはぜひ必要であります。經濟安定につきましては、労資の協力が固く結ばれるということが非常に必要なのであります。そして労資の協力を固く結ばれるといふことについて、私は組合運動の健全なる発達といふこと、しかも組合の間において、みづから自主的に健全に発達されるということがきわめて重要だと思つておられます。そういう意味におきまして、組合運動の健全なる自主的な発達とい

うことは、外資導入にもきわめて大事でございますが、しかしそれ以外にわたつて、お尋ねのような意圖でもつて労働の問題に対する対策を立てようといふようなことは、政府はまだ考へておられぬことを、ここで申し上げたいと思ひます。

○川合委員 次にお尋ねしたい点は、なるほど現在においてはまだ投資の段階に來てないといふわけでありまして、投資の段階に來るには、まだいろいろなプロセスを必要とするのでありませう。そこでこれは多少先の問題であります。先ほど申しましたよりの議論が行われておるのでありませう。場合によるならば経営権も認めてもよろしい、少くとも株式の比率において、五一%の株式をもつてもよろしい、差支ないといふようなことを言われておる向きもあるわけでありませう。こういうような株式の半ば以上が外國人によつて占められるといふことは、相当問題であると思つておられます。あるいは現在まだ問題になつていないから、ここで御答弁ができません。わが國の方から受附入れる場合において、もし外國人の方から經營権の立性を自分の方に欲しいといふようなことを條件に、資本の輸出を行いたいといふような者があつた場合には、政府はどういふようなお考えをもつか、さらにまたわれ／＼も杞憂する者の一人であります。現在の政府間のクレジットなり、あるいはまたほかのいわゆる外資といふものは、主として担保を要求されていないのであります。が、將來もし政府間の借款といふ問題

において、日本の鐵道あるいはまた電信電話といふものを担保にはしいといふようなことがあつた場合において、政府はどういふ考え方をもちか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 第一点は、民間の外資導入の中で經營参加の場合についてのお尋ねであると思ひます。その点につきましては、実はいささか私も経験をもつておるのであります。抽象的にいへば論ずるわけにもいかぬと思ひます。会社の種類とか、經營参加の状態とか、あるいは産業の種類あるいは經營方針その他についていろいろ考へられるのでありまして、一概に多数の株を要求されるといふようなことではないと思つておられます。あるいは場合によつてはいわゆる議決権信託——ヴォーティング・トラストと言ひますか、經營権は、日本の信託会社とかあるいは信用ある機関——銀行その他に信託しておいて、議決権の行使はそういうものにて任せておいて、投資の面において配当その他の利益を向うに受け入れるようにするといふ制度があるのであります。そういうような制度がまた行われるだらうと思つておられます。要するに外資導入といふことは、導入者と導入を受けるものとの間の信用關係、廣く言ふならば國際信義、國際信用といふことが大きな要素をなすのでありまして、そういう面から行われなければ、過半数の株をもつたがゆえに安心だとはいへないものであります。むしろ場合によつたら信用ある日本の機關に議決権を信託しても投資をするといふことも行われるのであります。一概に抽象的には申し上げられ

ないから、ここで御答弁ができません。わが國の方から受附入れる場合において、もし外國人の方から經營権の立性を自分の方に欲しいといふようなことを條件に、資本の輸出を行いたいといふような者があつた場合には、政府はどういふようなお考えをもつか、さらにまたわれ／＼も杞憂する者の一人であります。現在の政府間のクレジットなり、あるいはまたほかのいわゆる外資といふものは、主として担保を要求されていないのであります。が、將來もし政府間の借款といふ問題

ないと思つております。なお御心配になりませうなことも、ほとんどあるまいと考へるのであります。そういうこまかい問題は技術的あるいは契約の内容等にも関連を、それと一緒に議論しないといけない点だと思つて、抽象的には大体今申し上げましたような考へをもつております。

○川合委員 われ／＼もアメリカ人もつき合つたわけでありませうし、若干こゝういふ問題に關係した一人でありませう。そこで私はおのれの志をもつて他人を律するということのないことを希望しておるわけでありませうが、先ほど申しましたように、アメリカの資本がはいつてきた場合に、日本がアメリカの植民地ないしは半植民地の状態になり得るといふことが言われるゆゑのもの、これはおのれの志をもつて他人を律するから、そゝういふように非常に懸念するのだといふことを私はよく説いておるのでありますが、日本人自体から考へた場合においては、しばしばこゝういふことが行われてきたわけでありませう。奉天事件以來似せ滿洲國ができた。このときに最初にできたものは滿洲電信電話社であります。その後蘆溝橋の事案以來、いわゆる維新政府あるいはまた北支の臨時政府というものができて、そしていろ／＼な特殊会社というものが構成されたときに、日本はほとんどその経営権を掌握した。しかもいろ／＼なカムフラージュした方法によつて経営権を獲得したわけでありませう。かつての軍閥あるいは帝國主義時代の日本は、そゝういふ方法をとつたのであります。従つてそゝういふことをアメリカにおいても行つてはならないかといふ心配が一般に抱かれ

るわけでありませう。私はフエーヤなアメリカ人、あるいはまた純然たる一つの商業資本的な進出の面から考へて、日本がかつて大陸でやつたやうなばかげた政治的な意圖をもつたやうなことはないと確信するのでありますが、どうかそゝういふことのないやうに、今のうちからわれ／＼としても、これは國民の一人として対処する必要があると考へるわけでありませう。ところが現実にはわれ／＼としてこゝに注意しなければならぬ点があります。上海がかつてブロード・マンジョンという大きなホテルがあつたのでありますが、これは御承知のようにユダヤ系統の英國人がインドに進出し、それから香港に進出し、間もなく國民政府ができて中支の政治安定ができたと同時に、長江筋にその財閥が進出して、ブロード・マンジョンを拠点としたしまして、長江一帯に大きな勢力を占めたのであります。それが最近におきては中支那の政治不安からいたしまして、再び資本を香港に回収した、そゝうして香港を拠点としたしまして漸次今日日本に進出してつとあるといふことを聞いておるのであります。ユダヤ系統のサスーン、ジャーデン・マンジョンという者が、いろ／＼な形態において今日日本に進出してつとあるといふことをわれ／＼はおぼろげながら知つておるわけでありませうが、現在日本の株價の状況から見れば、こゝに一億ドルなら一億ドル、千万ポンドなら千万ポンドといふ金をもつてくるならば、日本の会社の相当数といふものは、かかる外國人によつて掌握されるわけでありませう。最近サスーンとかジャーデン・マンジョンあたりがいろ／＼な形態を通して日本に進

出して、日本の株式を掌握しておることを耳にしておるのであります。こゝういふことに対して政府は、どういふやうなお考へと対策をもつておるかといふことを承りたいと思つておる。

○栗栖國務大臣 川合委員の御趣旨は私まつたく同感であります。私の経験から申しまして、健全なる外資導入をこゝからは非常に要望する。同時にこれに対してはわれ／＼は國際信義の原則の上に立つて受入態勢を整え、十分にこれにこたえていく、こゝういふことが非常に必要だと思つておる。健全なる外資導入の要望をいたしますと同時に、國際信義の原則によつて導入される外資については、その維持その他の受入態勢といふものは十分整へ、これに應じていく、これがつまり外資導入を促進する途にもなるのであります。健全なる導入を要望いたしますが、不健全なるといふやうな問題に關しましては、もちろんわれ／＼は十分の考慮を拂つてこれは避けたいと思つておる。その点は川合委員の御指摘のやうに十分注意をいたしておる次第でございます。

爲替相場といふものが實現するには、相當の年数がかかるだらうと思つておる。従つてまず民間外資が導入し得るやうな一番大きなブアクターがまだ確定しないといふ点、それから労働問題その他の日本の經濟状況から見れば、民間の外資がスムーズに導入でき得るやうな態勢にはないと思つておる。言葉をかえて言うならば、私は民間の外資といふものが導入されるときには、日本のインフレーションが克服されて、安定經濟が實現されたときにおいてのみ、民間の外資といふものは導入されるべきである。ところが日本の現狀はインフレーションを克服するために外資を導入してほしい。そこになれ／＼は現狀とわれ／＼の希望とは矛盾があるといふことを思はざるを得ないのであります。従いまして私はどうしても現在のこの貧血状態にあるところの日本の産業經濟をして復興せしめるために外資は必要である。

○川合委員 そこで問題が税制の問題に遡るわけでありませうが、先ほど安本長官もおつしやれた通りに、現在の狀況下においては民間の外資が導入し得られるやうな態勢にはないといふことを私は思はざるを得ないのであります。なぜならば民間の外資といふものは依然として利潤を追つてくるものであります。その場合においては投資の安定性、それから利子の確実性といふことが問題になるわけでありませう。ところが現在の日本は、おそらく一本の

おるか、あるいはまた外資導入の條件をつくることでもカモフラージュして、むしろ税方面におけるところの日本の会社の負担の軽減をいたしたいといふのが眞意ではないかと思つておる。相違もあるわけでありませうが、この点に關して安本長官の御所見を承りたいと思つておる。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。先ほど申しましたやうに、殊に民間の外資導入はこの受入態勢の整備と經濟の安定、爲替の安定、その他の安定を必要とするのである。これが本格的な外資導入で、投資はそゝういふ後でなければ來ないと思つておる。今準備期だといふことを申し上げたのであります。が、しかし一種の変態的な外資であるいは資材、原材料、設備等の擁護を目的とする一種の外資導入、クレジットの設定が行われることが見込まれる。こゝういふことを申ししたのであります。なおそのほかに政府と政府との間の外資導入であります。これが最も多く働いておる。こゝういふことを申ししたのであります。こゝでいささかお尋ねの点とちよつとはずれられるかもしれませぬけれども、もう一言申し上げておきたいと思つておる。これは、きわめて重要なことなのであります。今のはそゝういふ変態的な外資導入及び政府間の外資導入、ガリオア・ファンドとかエロア・ファンドとかいふことが民間にありませうけれども、政府間の支援の強い回轉基金のものが大巾に要請され、また企圖されておるのであります。しかしこの前提はやはり日本の經濟の安定といふことが必要である。安定にはすなわち第

一には、今回の予算が均衡を得た予算、健全金融がまず第一にできなければ、好意ある通商国の援助を求められないという点を考えなければならぬと思ひます。本日もその筋へまいりまして、そういう点を非常に力説されたのでありまして、この予算の健全金融、産業の安定、その他について非常な力説を受けたのでありますが、そういう点が最も大事だと思つております。

それから今のお話にはいろいろありますが、この法人税の今回の軽減は、いろいろ意味をもつておられることは申すまでもありません。これは法人税あるいは地方営業税を加算いたしますと、担当利益の大部分、あるいは利益の全部がすべて税として取上げられるとまで言われることがあるのでありまして、これを軽減するということは、一は外資の導入もありまして、一つには日本の健全なる資本の蓄積を誘致します上において、これはきわめて大事なことだと思ひます。終戦以來この補償打切等によつて日本の資本は壊滅しておるのであります。私はあえて資本家と申しません。資本であります。事業をするには資本が必ず必要であります。これは國家資本によるのが民間資本によるのか、いずれかによらなければなりません。これは川合委員と多少違つてころもありません。民間の資本を主として企業をするということに立つておるのであります。そういう関係からして、民間資本の蓄積を誘致することが、事業の健全なる発達をするという上にきわめて重要であります。

（委員長退席、梅林委員長代理着席）  
設備あるいはその他のものを整備する

と同時に、資本がからになつておるものに新たに資本を入れるということもきわめて重要であります。そういう意味におきまして、今の法人税の税率等を考えますと、資本の蓄積をする。つまり資本を守るといふ上においては、欠けるところがありますので、これを現在の日本の急迫した財政にとらみ合せて、許される範囲において軽減する。こういうことにはいたしたのであります。これが一つのことではないところであります。勤労者に対してその生活の安定のために勤労者の所得税を軽減する。またその不都合を是正すると同じ意味において、資本の蓄積は日本の経済復興に必要でありますから、その面において法人税を軽減するといふようなことをいたしたのであります。資本家と資本といふものは区別しておりますが、いわゆる在來の財閥その他を主とするような資本を擁護するといふ意味は含まれておらぬのであります。今後の資本は修正資本主義といふか、私は証券民主化とともに、廣く國民の間に新たに資本が蓄積されて、國民は自由に資本を投じて企業に参加する権利が與えられる。そしてそれによつて新しい國民を中心とする資本層が形成される。これが私はほんとうの新しい資本主義の行き方だろつと思ひます。そういう意味において資本が蓄積されることを目的としておるのであります。一面におきましては、ごく特殊なクレジットの設定もありませんが、それにしてもしばしば「聴く問題」は、法人税の高いという点であります。そういうものもかね合せて法人税の軽減、こういうことに相なつておる

と同時、資本がからになつておるものに新たに資本を入れるということもきわめて重要であります。そういう意味におきまして、今の法人税の税率等を考えますと、資本の蓄積をする。つまり資本を守るといふ上においては、欠けるところがありますので、これを現在の日本の急迫した財政にとらみ合せて、許される範囲において軽減する。こういうことにはいたしたのであります。これが一つのことではないところであります。勤労者に対してその生活の安定のために勤労者の所得税を軽減する。またその不都合を是正すると同じ意味において、資本の蓄積は日本の経済復興に必要でありますから、その面において法人税を軽減するといふようなことをいたしたのであります。資本家と資本といふものは区別しておりますが、いわゆる在來の財閥その他を主とするような資本を擁護するといふ意味は含まれておらぬのであります。今後の資本は修正資本主義といふか、私は証券民主化とともに、廣く國民の間に新たに資本が蓄積されて、國民は自由に資本を投じて企業に参加する権利が與えられる。そしてそれによつて新しい國民を中心とする資本層が形成される。これが私はほんとうの新しい資本主義の行き方だろつと思ひます。そういう意味において資本が蓄積されることを目的としておるのであります。一面におきましては、ごく特殊なクレジットの設定もありませんが、それにしてもしばしば「聴く問題」は、法人税の高いという点であります。そういうものもかね合せて法人税の軽減、こういうことに相なつておる

よるような次第であります。

○川合委員 法人税自体について言いますならば、なるほどアメリカの法人税と比較いたしますならば雲泥の相違であります。ところがしからばなせ日本は法人税が高いか、アメリカの法人税は安いと申しますと、これは会社の平均利潤率の点において、日本とアメリカとはほぼ違つておる。アメリカの平均利潤率は非常に低いのであります。この点は安本長官に申し上げる必要はないのであります。そういうような法人税の基礎をなす平均利潤率において非常に相違がある。従つてこの法人税においても、非常にかげ離れておることをわれわれは考えねばならぬと思つておる。殊にもしこうような法人税の問題に關して、關係當局からこれを撤廃しろとか、あるいはもつと引下げると言われた場合においては、その法人税の基礎をなす平均利潤率の点について、われわれは關係當局に指摘する必要があると思つておる。それはそれとして、ところでこの税制改正に關する法律案の要綱の中に、法人税については産業の振興、外資の導入というように、外資の導入ということが法人税の改正の目的に主としてなつておる。私は、岸田内閣が外資導入を促進してもらう一つの使命をもつておることを認める一人であり、またぜひともそれを促進してほしと思つておる。しかしながらこの法人税の改正によつてくる原因といふものは、まだ法人税の対象になるべきような外國法人会社がないではないか。しかもまだこの一、二年の間、そういうような会社も設立の見込みがないといふことを考えたとき、すなわち純然たる長期的な投資といふもの

が、会社形體をもつて行われたいといふときにおいて、外資導入のために法人税を引下げるといふことは、理由が成立たぬといふふうに思つておる。従つて私は法人税を引下げるといふ理由については、また別個の観点から申し上げたいと思つておる。安本長官が、外資導入のために法人税を引下げるといふことは、いささか牽強附會の論だと思つておる。この点は先ほどの安本長官の説明によつても、ある程度肯定したように思つておる。もつとも安本長官は主管大臣でありまして、深く追究申し上げることはどうかと思つておる。理由を、牽強附會の論をもつてその原因を求めておるといふ點に關する政府の所見を、ひとつ伺いたいと思つておる。あります。

○栗栖國務大臣 私から政府の所見を申したいと思ひます。これは日本ではございませぬけれども、戦前には日本は外資導入については、最も國際信義を守つた國だと思つておる。現にそういうような言葉を聞いておつたのであります。問題は別であるのであります。外資導入がその國の財政の紊亂、その他の關係から、非常な高率の税を課せられることになつて、本格的な海外投資をしたものが、十分な収益の確保ができないというふうな事例が、しばしばあつたのであります。そこでこの外資導入の條件としたしましては、その利益に對する税の問題が、いつも強く問題として指摘されるのであります。それから日本の問題としては、本格的な投資は未だありませんけれども、しかしながらその準備

期におきましては、物資の導入を前提とする一種の外資導入が行われる。また話の上によりつたあります。そういうようなものが延いて本格的な外資導入に發展していくのであります。そこで予備的な一種の外資導入をいたしたすに於いては、常に話に出ておるの税制その他の問題であります。そういう意味におきまして政府はほんとうに國民の間の國民的資本の蓄積というのを、先ほど申しましたような目的として、法人税の軽減をはかりましたと同時に、また外資導入にこたえて、その情勢の支障の一つとなるようなおそれのある法人税の引下げといふことも、やはり目的としたものであります。併せて両方を目的としておる。こゝろ申してよいと思つておる。あります。

○川合委員 そこで再び問題が再轉するわけでありまして、民間外資の導入の一つの予備的條件の完成手段として、法人税の引下げをする。これも了承するわけでありまして、そこで私は当初から申し上げましたように、外資導入の受入れ態勢を整備するといふ點と別個に、現在のような日本の株式相場と同時に、日本の会社の資産が時價と帳簿主義と主として日本の会社は帳簿主義をとつておる。しかもそれが時價と非常に懸け離れておるといふことから考へた場合において、民間の外資が導入せられるというふうな場合においては、評價替といふことを行わない限りにおいては、日本の株式がきわめて少額なデゾールその他によつて、皆外國人に集中されるおそれがある。従つて外資導入の前提條件として、單に法人税の引下げといふような、向う様に都合のいいことばかりではなくし

準備

て、日本の産業資本と申しますか、そういうことを考へて、評價替というところを考へる必要があると思ふのであります。この点に對する政府の御所見を伺いたいと思ふのであります。

○栗栖國務大臣 その点についてお答え申し上げます。実は金融機關の方は整備計画を立て、ようやくこれを完了いたしました。新しい資本の導入というものは、たゞいまの仮定であります。

企業再建整備の方は、集中排除とか、あるいは諸般の事情のためにやや遅れておりますが、これも速やかに促進をさせることと思ふのであります。その促進をすることが、外資導入その他にも資することが非常に多いと思ふのであります。その場合にたゞいまの企業再建整備その他によりまする手続をしては、準備によつて資産を計上し、また処理することになつておるのであります。これが將來再建整備が済んで、新たに日本の經濟も安定の見透しができて、物價その他にも安定の見透しができ、そして初めて動かさざる水準ができた場合に、その動かさざる水準と準備との間にはなほだし、開きが起きた場合に、いかにこれを処理するかという問題だらうと思ふのであります。そういう問題であれば、そのとき政府として諸般の事情を汲みまして、会社經理あるいは一般投資、それを保護するといふような上から、諸般の轉換を考へ合わせて、その点は善処しなければならぬと考へておるのであります。今の評價替等の問題は、研究はいたしておりますが、まだこれをいかにするかというところまで、決定の域には達しておらぬと申していいと思ふのであります。もう一度誤解のないよ

うに申し上げますと、企業再建整備もまだ済まぬ今においては、その問題は政府はまだ取上げる域に達しておらぬ、こう申すのであります。しかし事は非常に重大でありますから、研究はいたしておる。こういうことを申し上げたいと思ふ次第でございます。

○川合委員 最後にお尋ねしたいと思ふのであります。法人税の引下げが外資導入のためというものは、二つの意義があるということが明白になつたように思ふのであります。その一つは今までの御説明によつて、外資導入の予備的條件の完成という点、もう一つは日本の主として会社が健全なる経営状態にあるために、この法人税の負担を軽減せしめたという点、二つの意味があるように思ふのであります。そこで私のお尋ねしたい点は、なるほど列國と比較して見た場合においては、日本の法人税は非常に高いわけでありまして、しかしながら現実には個人が小さな会社に轉化しつゝある。一種の脱税目的といふような点もあると思ふのであります。とにかく個人経営では税の負担が非常に重なり、そこで会社にかへた場合においては、税負担が軽減せられるというために、最近においては皆会社に變りつゝあるわけでありまして、殊に資金調整法が撤廃された後においては、個人から会社に皆轉化しつゝあります。そういうことから見た場合に、個人との比較においては法人税は高いものではないといふように思ふのであります。この点はどうか。もう一つはこのことは制度の上においては、税制の面においては個人と法人との負担というものはバランスされておるといふような議論が

成り立つとするならば、しからば何ゆゑに個人から法人に轉化しつゝあるか、そのことは、要するに法人の場合においてはきつめて脱税が容易だといふことを意味するのではないかと思ふのであります。そういうような二点について私は当局の説明を煩わしい。もう一つこれは私どものような社会党の者と、修正資本主義の立場をとる民主黨の方とは違つておる点があるが、私は日本の産業復興というものが、資本の蓄積が行われるということによつてのみ、日本の産業經濟の再建が促進されると思ひます。問題は、その國內の資本の蓄積の大半というものが、やはり國民一人々々に資本が蓄積されて初めて、私はその國の産業經濟といふものが、いわゆる資本の蓄積が行われるといふように思ふのであります。ところが現在の状況のもとにおいては、個人がいわゆるたけのこ生活からつきよりの生活になつておる。資本の蓄積が行われていない。そこで個人の資本の蓄積が行われていないにもかかわらず、單に会社の資本蓄積のみが行われる。少くとも行われるようなファクターを新たにすること、そこには、そこは決して健全な点がある。しかもそれは決して健全な産業經濟の發展に資するものではないといふような私どもは理解するのであります。以上二点——今言つた私の意見に對するところの政府の所見を承りたい。これをもつて私の質問を終ります。

○栗栖國務大臣 川合委員のお尋ねの最後の点について私お答えを申し上げます。他の点は政府委員から所管についてお答えを申し上げますと思ひま

す。この会社資本の蓄積が、根本的に戰爭中及び戰爭前の会社の資本の形式の方法とは變つてきておるといふことを、まず申し上げないといふかぬと思ふのであります。從來は会社が自分の借入金とか、その他自分の資金でもつて会社をつくつていくといふようにして、あるいはまたその最も大きいのは、財閥を中心とする一つの大きな企業の場合であつたのであります。財閥とまて言わなくても、企業の場合の形式で日本の会社がたくさんできておるのであります。その会社の資本を集める点においては國民に直接關係がない。また國民に門戸を開いて投資をする機会を與へることなしに会社ができて、その利益を壟斷しておるといふのが戰爭前の問題であります。ところが企業の集中排除とかその他の点におきましてこれがこわれて、そして新たに生れたものは、この國民の投資、國民の資本を集めて会社ができて、新しい企業の会社資本としての形式ができて、こゝろの点であります。すなわち今度國民が、今お話になりましたように、余財は貯蓄をして、そして資本をつくり、それを会社の設立に當りまして、あるいは増資に當りまして、廣く門戸を開かれて、何人も好むところによつてその株式を引き受ける、あるいは株式を買ひ受けることができる。投資に参加して、そういう國民に直結した会社資本が形成される。そして企業が出發する。こゝろの新しい時代になつたのであります。あるいは資本形成の民主化、あるいは私は國民を中心とする資本の形成と申しておるのであります。そこで今川合委員のお話のように、会社

が形成するといふことはもうないのであります。それなしに、國民の貯蓄によつて國民がすべて会社資本を形成する、こゝろのことに相違ないと思ふのであります。その間の運動が、御存じのように証券民主化の運動であるとか、あるいは資本民主化の運動であるとか、こゝろの運動であらうと思ふのであります。この窮迫した國民經濟のもとにおきましては、なか／＼國民の間の資本の蓄積も骨が折れるのでありますけれども、しかしこれはどうしても日本の經濟復興のためには達成しなければならぬ点であると思ふのであります。貯蓄運動の一つの大きな意味もそこにあると思ふのであります。私昨年大藏大臣をいたしましたときにも、貯蓄運動は單に公債、社債、預金等のもののみならず、証券の民主化運動と相まつて、証券投資をも貯蓄運動の一つに入れるといふようなことになつたのであります。これもまさに証券民主化、新しい資本の行き方の一つの現われであると思ふのであります。最後の点は会社資本が容易に会社によつて形成されるのでなくして、國民の貯蓄によつて國民と直結し、國民と直接に形成されるということをお尋ねしたいと思ふのであります。

○平田(敬)政府委員 新しい税法のもとにおきまして、法人と個人との負担の關係が均衡を得ておるかどうかといふお尋ねでございますが、私どもは、計算してみまするときにおきましては、おのおの均衡を得ておるのではないかと、むしろ若干法人の場合、通常は負担が重くなつておるのであります。この税制にありましては、制

度といたしましては、バランスをいたしておるのではないかと考へておるのではありません。その計算の一例といたしまして、通常、今比較的小さい法人一から資本金二十万円の法人が五十万円の利益をあげた場合と、個人企業で五十万円の利益をあげた場合に、それら法人税、所得税並びに営業税の三者を通じまして、負担を計算してまいりますと、法人経営の場合におきましては、三十四万円程度の税額になつておるようでございます。個人の場合同じでございます。二十九万七千円程度の負担になつておるようでございます。

が、やもするに適當な帳簿をつけて、それによつて税務官吏が引きずられるというやうな弊害がなきにしもあらず、あるいは相當ございましたので、今後におきましては個人の場合の利益がどうなるかという点も併せ考へまして、個人類似の法人企業の所得の調査につきましては、税の適正を期するやうに努力してまいりたい。むしろ税務の運用の根本に問題があるのではないかと考へておる次第でありまして、この点につきましては権衡を得るやうに、十分に努力いたしたいと考へておるのであります。

○中會根委員 安本長官にちよつとお尋ねいたします。最近第一次の物價改訂の内容が発表になりましたが、大体二倍半以上にわたる大きなものだけであります。また一方においては税金でとられておる面もあるだらうと思ひますが、そうなるに補給金が出ない。そういうところから会社においては金詰りで困るところがあるだらうと思ふ。去年の例でみますと大藏省証券は二十七億七月に出しておりますが、今年は大藏省証券として大藏省証券は出さぬ、財政と金融をまつたぐマツチさせで月のバランスをとつていく、こういうことを言つておられます。こういう政策をおとりになりますと、企業の方ではもうごい金詰りが七月には出てくるだらうと思はれる。こういう緊急な事態をどういふふうにして政府は救済するか、その具体的な方針を承りたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 それはあるいは大藏大臣からお答えるのが筋かとも思ひますが、大藏大臣は予算の委員会の方

に參つておりますので、便宜政府の考へを私から申し上げたいと思ふのであります。

御説の通りにはたゞいまいにおける企業金融の點についてはよほど慎重に、しかも果敢にこれを取扱わねばならぬと思ふのであります。まず物價の改訂とすることをなしにして考へましても、予算その他の成立が遅れておりますので、政府支拂いその他についても遅れがちでございます。そうして一面におきましては税その他の徴収も非常にございまして、民間における生産資金を供給する上の金融については、相當氣をつけなければならぬ點があるといふことをまず申し上げたいと思ひます。これが第一の點であります。

第二の點は物價の補正であります。今回は改訂と言わないで、ほんとうの意味の補正をいたして、なるべく低目にして、インフレーションの激成を避けることにいたしましたのであります。しかも基礎資材その他において引上げが行われる結果というものは、相當大きな補正であるわけでありまして、相當に上りますと、運轉資金その他の面において新たな資金を補給しない

と、生産その他の関係上、経済活動が円滑にいかぬという点があるのであります。昨年の片山内閣のときにおきましては、そういう点が二月ないし、三月後に現れたのであります。施策としては始めての例でありまして、特に應急の措置をとつたやうでございます。しかし今回の政策をいたしましては、本格的に物價の補正が行われ、予算が運営されるやうになつた場合におきましては、その金融の面は十分考へ、そうしていざれ近くこれを発表しようと思ふのであります。生産方面に向う資金、殊に運轉資金が枯渇することのないやうに十分考へたいと思ふ次第であります。これは単に工業、鉱工業方面のみならず、農業、水産業というやうな各方面にわたつても一連の金融措置をいたしまして、円滑にいたしたいと考へておる次第でございます。いざれ近く皆様にもお諮りをし、またお話を申し上げまして、御意見を頂戴し、さらにはいよいよを實際に行いたいと考へておる次第でございます。

○中會根委員 長官はちよつとお考へ違ひしていらつしやるのではないかと思ひますが、私のお尋ねしたのは七月に起る目前の緊急なものをどうするかといふこととあります。予算がかりに今月末通つたとしても、これが行政手續を経て地方廳へ配付されて、銀行から引出すといふまでには、おそらく二箇月以上はかかるだらうと思ふ。片山内閣のときに遅れたのは行政手續が今のような変態でない場合ですらもそういうふう遅れた。今のやうな場合に

は、いざれ大藏大臣が申し上げようと思ひますが、この安本に、通貨に関する日銀總裁及び両大臣の會議もあるものであります。こういうものにかけていろいろ対策を練つておる次第であります。近く應急の措置としては一般融資、あるいは日銀を通じた融資で、政府の支拂いのできるものについてはそれを促進するといふやうなこともいたしたいと思ふのであります。なお農業方面については農業金融、水産方面についても別途にその促進を考へてお

法人になつておる向きが多いやうであります。これは一つは税勢の運用にも大分關係することが多いと考へておりますが、この方面の改善をはかる必要もあると思つてあります。従来はやもすると、法人でありますと一應の帳簿をつける。帳簿ができると大体においてその帳簿を尊重するといふやうなことがございまして、正確な帳簿でございませうれば、これはもちろん尊重して、それによつて課税するといふことはあたりまえなのでございます。

○栗栖國務大臣 それはあるいは大藏大臣からお答えるのが筋かとも思ひますが、大藏大臣は予算の委員会の方

に參つておりますので、便宜政府の考へを私から申し上げたいと思ふのであります。

○栗栖國務大臣 根本策だと思つたのであります。当面の問題として、実

は、いざれ大藏大臣が申し上げようと思ひますが、この安本に、通貨に関する日銀總裁及び両大臣の會議もあるものであります。こういうものにかけていろいろ対策を練つておる次第であります。近く應急の措置としては一般融資、あるいは日銀を通じた融資で、政府の支拂いのできるものについてはそれを促進するといふやうなこともいたしたいと思ふのであります。なお農業方面については農業金融、水産方面についても別途にその促進を考へてお

るのであります。とにかくこの金融資金を全然手詰りにいたしました、みな閉鎖あるいは休業するような会社をつくるという事は、生産増強に非常に支障を来すわけでありませぬ。この点についてはそういうことのないように、金融的措置を講ずる準備をいたしておる次第でございます。

○中會根委員　そこで物價の補正が第一、第二、その他で一應終了して、そうして一應いくらの水準で出発するということになる時期があるだろうと思つておりますが、その時期は大休いつごろになるでございませうか。それからその時期において通貨は大休どれくらい伸びるものと計算されておるか。その点を第二にお伺いしたい。

○栗栖國務大臣　大体物價の補正が一循をいたしますのは、これは七月一ぱいくらいだと思つております。片山内閣のときは初めての例であり、相当長い時間をおいて、それがためにいろいろ支障も来したものでありますが、われわれといたしましては準備も相当前からいたしておりまして、大体七月一ぱいくらいには一循をして終えたいと思つております。その際の通貨の発行量をいくらにするかという問題であります。これは通貨審議会の議に付しておるのであります。これは昨年十月でございましたか、それは二千七百億、それから今年の三月末までは二千五百億ということをご予定したと思つております。多少幅をもたせて予定するのであります。現在の日銀の兌換券の発行量から言いましたならば、なお非常な下廻つておるわけでありませぬ。これについては物價改訂と伴いまして、大体通貨発行の限度をどこに置く

かということも、さつき申しました二大臣、日銀總裁との懇談及び通貨発行審議会というものを早急に開きまして、そうしてその限度をきめたいと思つております。これをいくらに置くかということにつきましては、今いろいろデーターをとつて、あくまでも研究調査を進めておる次第でございます。いざれ議に付する場合には御報告を申し上げ、またお諮りもいたすことにいたしたいと思つております。

○中會根委員　物價の補正をやるからには、それくらいのことでは当然計畫に入れてやつていかるべきだと思つておりますが、まだおやりになつておらないとすれば、しからばできたときに一應承りたいと思つております。

その次に承りたいのは、おそろくそれで物價が、政府の計算によれば、マル公七割、やみが三・六割でしたか、そういうような計算をしていらつしやりましたけれども、これは消費財であります。われ／＼が民間人として考えるとき、やはりもつと上るような氣がいたします。現にその問題で労働組合、全官公労において五千二百円ベースを要求しておりますが、おそろく七月十日前後に足並みが揃うであろうという観測があります。そういう要求に対して政府はいかなる処置をとるか。三千七百円ベースをあくまで固執してがんばるか、その点に関する安本長官の御見解を承りたい。

かかないということでございます。準備はいたしております。殊に芦田内閣といたしましては、去年の経験にも鑑みまして、金融の面、その他の面、あるいは資材配給の面等についても準備をいたし、一連の政策を発表しようと思つておりますけれども、殊に今通貨の量につきましては予算面の関係上、まだ本格的な最終の審議を終えないでおるような次第でございます。御了承を願いたいと思つております。

それからこの賃金水準の問題であります。まことにお説の通り緊要な問題であります。しかし政府といたしましては、われ／＼が今考へております三千七百円ベースというものを物價の中に織りこみ、賃金水準を策定したような次第でございます。そしてこれが結局全国の鉱工業の平均賃金というものの見合ひから出ておる。すなわち一月から今年の三月までの実績を基準として、この五、六月における実質賃金を推算出しまして、その上であつたものであります。これにつきましては、われ／＼が安定帯の物資については五百十五億というような補給金をもちまして、生産價格よりも消費價格を百十の倍率のところまで止めるようにいたしております。それから消費財については、七割ないし八割の増といふところで止めたいと思つて、それ

ら面にも効果をもたらすことになりませぬけれども、生活必需品の配給を消滅に、少くとも主食については、遅配、欠配のないように、また十一月からは新しい希望ももてるように、さらに主食として代替配給をしますものについても、あるいは外國米の輸入がで

るようなことも懇請をいたしておる次第であります。それをもつて司令部からも発表されたような大体の見透しを得ておる次第でございます。さらに繊維製品その他につきましても、その配給確保及び増配等を懇請いたしましたのであります。好意ある連合國の援助によりまして、この繊維製品等の配給も近く見透しが立つと思つております。そうしてそういうものも増配、あるいは配給の確保ということによつて実質賃金を充実させます。それによつてわれわれは賃金の上昇、物價と賃金の悪循環のものと断ち切らうと努めて、その筋へも懇請を重ねておる次第であります。國民生活の現在といたしましては、大体金額の上においては生活費の二五％がマル公物資でありますけれども、しかし数量の上においては現在六五％に相なつておるのであります。この比率をさらに増加いたしまして、この賃金水準の名目賃金の引上げによつて、物價と賃金の悪循環を来すことを、十分断ち切りたいと思つておるのでございます。それについては結局は國內生産の増加といふことが必要でありますので、これも同様に懇請を重ねて、さらに支障を来さないような処置をとる。こういうに努力をいたしておる次第でございます。

○中會根委員　数日前の新聞によりまして、この三千七百円ベースの基礎に於て總理廳の統計による全國工業労働者平均賃金の基礎を自己自身がすでに基準月において崩れておるといふ報道がありました。そういうように崩れておる場合でも、やはりこの三千七百円をもつてがんばるか。この点を長官

にお伺いしたい。

○栗栖國務大臣　總理廳の方の統計の発表はまだ正式でございませぬ。なお検討を続けておると思つております。それによつてただちに議論をすることはできません。その基礎となりました四月分については一月、三月に遡つて支拂つておるような形がある。また特殊な余分のものも加わつておると思つております。そういうような点も、もし数字が出ますならば、分析してみたいと思つております。しかし大体において、政府は前に申し上げました計算によつて、現在の平均の賃金水準は三千七百円で表現されておるとみて差支えないと思つておる次第であります。

○中會根委員　補正されたスタンダードで出発するわけでありまして、それで中間安定の秋に駆け込もうという御構想であるようでありませぬが、この中間安定をやるという御構想をこの中間本が御発表になりました。五箇年計畫の基準である二十三年度、これとおそろく物合している計画であろうと思つております。この五箇年計画によると、資本財の輸入といふことは、かなり考えられてあるように思つております。特に先ほど長官も申されましたガリオアとか、エロアとかがアメリカの議會でも可決されたと思つております。ここで問題になるのは消費財であろうと思つております。中間安定をやるためには、資本財を得て迂回生産を待つては間に合はぬ。食糧とか、衣料とか、その他の消費財を入れるということが、中間安定の呼び水になるだろうと思つておりますが、この点に関しては、先ほど突然ダイヤモンドの輸入という発表がありました。あるいはま

た今のお話でも繊維製品の放出という  
か、そういうような言葉がありました  
が、政府はこの点について、具体的に  
どういうような努力をされておるか。  
國民は獲手に水にほかつと発表される  
ので、ちよつと戸惑う形であります。  
その間における政府の努力の内容を、  
できる限りこの際ひとつ知らして  
いただいて、もし見透しのあるものがあ  
りましたら、ぜひこの際御公表願いた  
い。春間ではあるいはくつである  
か、洋服類とか、そういううわさが飛  
んでありますが、この点について御説  
明願いたい。

○栗栖國務大臣 まず中間安定のこと  
から申し上げますと、長期計画は立体的  
な構想にもなりますけれども、これは  
は平板的な構想で、とにかくノーマル  
な状態で進んで行くことを考えた  
のであります。つまり日本の現在  
を昭和五、九年の水準に、いかにして  
回復すかということにあるのであり  
ます。現在はインフレーションがやや  
横這いになつたと申しましたが、なお  
促進するおそれは多分にあるのであり  
まして、物價、貨金の安定の問題につ  
きまして、種々の恐るべき要因が包  
藏されておるのであります。そこでこ  
ういふものを現在から長期計画の  
スタートに結びつけるためには、一つ  
中間安定策策というものをよつてかけ  
橋をしないと、届かぬことになると思  
うのであります。そういう意味におい  
て長期計画の一端をなし、さらに窮迫  
せる現在から長期計画に橋かけをする  
ために、安定策策ということが行われ  
ることになると思ひます。安定策策に  
つきましては、今お話の通りに、その筋  
への種々の要請を前提といたすものが

非常に多いのでございまして、近く発  
表したいと思ひますが、今ただちに申  
し上げる時期に達しないと思ふのであ  
ります。なお要請の中には、國民の  
生活必需品、主食、繊維、衣料その  
他の点において、あるいは貿易促進の  
ためのもの、あるいは運轉交通の輸送  
力の確保のために必要なる原料、こ  
ういふもの等が多分に含まれておるの  
であります。これは國內だけでなしに、  
海外に微妙なる関係をもつておるま  
るので、今ただちにここで一々数量的  
に、またその種類を列記して申し上げ  
る時期に至つておられません。しかし  
ずれ安定策策の実行と相前後して、こ  
ういふものも申し上げ得られる時期に  
達すると、こう思つておる次第でござ  
います。

○中曾根委員 その外資導入で、先ほ  
ど北村大蔵大臣は、必ず外貨債は、償  
還するということを言明されておしま  
したが、今度の予算で、減債基金の中  
で、今まで政府借款になつておつた外  
貨債に対する利子や、その他の減債基  
金が載つておるかどうか、この点を承  
りたいのであります。抽象的に拂うと  
いつても、あまり相手は信用しないと  
思ふのであります。具体的な措置が講  
じてあれば、向うも安心するであらう  
し、今後の点についても非常に影響が  
よい、こつちうふに考える次第でござ  
います。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。  
私も北村大蔵大臣のしり馬に乗りまし  
て、國際信義は十分に果す、それが結  
局は好意ある連合國の援助を受けるも  
とだ、こつちうふを原則的にも主張  
し、またそれを実行したいと考へ  
ておる次第でございまして、しかし今

まだ講和條約が成立しておらぬのであ  
ります。その結果、日本國政府が直接  
に負担をしておりますところの債務で  
ありますとか、また地方自治團體その  
他の負担しておりますところの債務に  
いたしまして、ただちにこれを拂ひ  
得る状況に立ち至つておらないのあ  
ります。殊に國債につきましては、そ  
ういふような支拂を開始し得る時機に  
立ち至つておらぬのであります。また  
近くそれが支拂い得るといふ見透し  
も、講和條約等の關係上、つきかた  
よるな事情にありまして、これは予  
算には計上してない次第であります。  
しかし計上してないからといって、こ  
の支拂はしないのだ、國際信義を重ん  
じないのだという意味ではもちろんな  
いわけでありまして。

○中曾根委員 最後二つばかりお伺  
いしたいと思ひますが、一つは取引高  
税の問題であります。取引高税の創設  
については、安本長官も御興になつ  
たと思ふのでありますが、どうもこの  
税は、新税は悪税といふ言われるよ  
うに、感心しない税金であります。特  
に考へなくてはならないのは、中小企  
業の立場であります。デパートである  
とか、あるいは協同組合のよつた、製  
造工場から直接引取るよつたものは、  
段階が少ないために百分の一とか、百分  
の二くらいで済むけれども、末端の小  
賣商人になると、それが五段階、六段  
階とかかつてくる。しかもその過程は  
累積されていく形です。六段階かかつ  
たからといって百分の六になるのでは  
なくて、前の百分の一、にののくま  
た百分の一ずつかかつてきておる。そ  
れでありますから、實質的には百分の  
十とか、十五とかいふふうなものにな

つていくはずであります。そういう点  
から言つると、末端の中小企業ほど非常  
な苦難におおわれることになりまして。  
こつちういふ点についても大企業と中小企  
業の不公平ということが、ここに明ら  
かに生れてくることになりまして。ある  
いはまたこつちういふ税金を創設すること  
によつて、段階を減らそうとして、企  
業結合とか、企業合同に類似するよ  
うな行爲が出てくるおそれがあるだろ  
うと思ひます。これはもちろん独占禁止  
法によつて禁止せられておるけれど  
も、それに近いよつた脱法行爲が出て  
くる。つまり經濟の民主化に反するよ  
うな行爲が、この取引高税というもの  
によつて生れやしないかという危懼も  
もたれるのであります。そういふよ  
うな点から考へてみて、この  
取引高税は、税収をあげるのにはよい  
かも知れないけれども、國民の中の  
大部分を占める中産階級に対しては、非  
常に悪税である。こつちういふ税をあえて  
おつくりになつたのはどういふわけ  
であるか。特に中小企業について、今申  
しましたよつたことに対して、どうい  
うよつた措置をおとりになるか、この  
点を安本長官としてお答えを願いた  
いと思ひます。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。  
これは大蔵大臣が申し上げるのが正当  
だと思ひますが、私代つてここで申し  
上げたいと思ひます。この取引高税  
は、税の性質から言ひますならば、し  
かも平常の税制という考へから言ひま  
したならば、決して最善の税である  
と考へておるおそれはない。しかし現  
在の財政において、とにかく健全な、  
そしてまた均衡を得た予算をつくり上  
げること、外國よりの援助の

條件にもなり、また國內の産業の復興  
その他の前提條件にもなることであ  
りますから、何をさしおいても均衡を得  
た予算を組み上げなければならぬとい  
うことになるのであります。そういた  
しますと、ほかによい財源があるなら  
ば別でおりますけれども、こつちうい  
ふインフレのもとにおいて、比較的十分  
に財源をつかみ、そうして徴税が容易  
にでき、しかも均衡を得させるために  
代り財源がないよつた場合においては  
これによらざるを得ないといふよつた  
事情にあるといふことを申し上げたい  
と思ふのであります。中小企業に対す  
る御懸念の点であります。これはま  
つたく私同感であります。しかし中小  
企業についてはいろいろの点におきま  
して、大企業と比較いたしますと有利  
な点もあるのであります。スタインと  
いふ人がメイ・ド・イン・ジャパンとい  
う本を十年ばかり前に書いておるま  
が、その人の詳しい統計によります  
と、日本の企業の中で七五％は中小企  
業だといふのであります。何ゆゑに日  
本にこつちういふ中小企業が非常に起つ  
たか。私が十年前を拾ひ上げたとい  
うことは、むしろ戦前のものを拾ひ上  
げた方が、自然のままに発達してきた  
のであるから、そつちういふ意味にお  
いて戦時中を除いて拾ひ上げたわけであ  
ります。その七五％も中小企業である  
といふことは、日本の労働あるいは  
ケイ・ジョンソンの他の点において適  
当なものであるがゆゑに、そつちうい  
ふよつたのだと思ふのであります。今  
日ただちにそれだけの中小企業がで  
きかどつかといふことは問題がありま  
すけれども、しかし中小企業は大企業  
に比して利点もあるのであります。今

度中小企業ができてきて、中小企業の指導、振興に当るわけでありすが、利点をとめて生かし、その他の欠点については、これを改善するようにして指導していくならば、中小企業の振興はできると思ふのであります。なお取引高税の内容あるいは技術的な、そういう面の心ずかん等については、そういう箇所がありますならば政府委員から申し上げることにいたしたいと思ふます。

○中會根委員 最後に、取引高税については主務大臣にあらためてお聴きいたしますが、先ほど企業資産の評価の問題で、川合委員から顯著あるお話を伺つたので、まことに同感でありませす。實際われ／＼が考えてみまして、資本家を擁護するのではなくて、資本を擁護する。これが日本の拡大再生産の基礎である。こういう観点から考えますと、法人税を少しぐらい低くしても、これは全然問題にならない。超過の部分を一〇％上げようが下げようが、そんなことはほとんど問題にならないのであります。問題は原価銷却を、今の時價に相應して認めるかどうかという問題になるだろうと思ひます。つまり戦前につくつた旧設会社と、戦後つくられた新設会社の間には、資本額に非常な差があります。形式的な額面において非常な差がある。従つて同じ一千万円の利益が出てきても、新設会社は膨大な形式的な資本をもつておるがゆえに、超過した部分は非常に少い。従つて法人税も非常に少い。しかし旧設会社は、資本額が實質的には大きいけれども、形式的に非常に少い。そのために超過利益というものは非常に多い。その結果法人税によつて

第一類第十六号 財政及び金融委員會議録 第四十六号 昭和二十三年六月二十四日

ごつそりやられるところがある。その点は栗栖さんも十分御承知のことだろうと思ひます。その旧設会社に対して補償をみてやらぬということ、結局資本が自分でたこ配をやつておるか、たこの足を食つておるようなことだろうと思ふ。法人税をいじくるというよりも、この補償を時價に相應してみてやる。そうして機械の取替えなり、あるいは銷却に備へるといふのが一番根本的な問題ではないかと思ふ。この点については、同僚川合議員のお話になつたことは、まことに同感禁じ得ないものがありまして、ぜひとも評價替へをやる必要があると思ふのですが、しかし今の世の中で評價替へをやるということ、物價その他に對する影響もあつて、また社債の面も見なければならぬので、結局むつかしいと思ふ。ただ考えられることは、アメリカで行われているような一種の正常在高法というか、ああいうものをつくるか、あるいはまた旧設会社の銷却について特例を認めて、法人税の特例をつくる、こういうことがぜひとも必要であるだろうと思ふのですが、この点について安本長官の御答弁をお願いいたします。

○栗栖國務大臣 今中會根委員からのお尋ねであります。私は今その問題について、もう一つの関連問題を安本長官自身から出したと思ふのであります。われ／＼が考えておりますのは、今リアプリシエーションとアンプリシエーションの問題と、それからもう一つは新勸定、旧勸定にわけしております。新勸定に属しております赤字金融が非常に大きくなつておるのであります。これをいかにして銷却していく

かという問題であります。この三つの問題が企業再建整備の上において絡みついて、どうしても解決しなければならぬ問題であります。そこでこれについては、今十分研究を進めております。その筋に私自身も参りまして、交渉をいたしておるような次第であります。これは日本の物價の水準あるいは經濟の水準というものが、大体見透しがつかなければならぬ点がありますと同時に、一方においては企業再建整備の手續の進む必要もありませんので、そういうようなものと見合わせまして、いすれ必要なときには適當なる措置を打ちたい。こういうふうに考えておる次第でございます。

○中會根委員 一應これで終了します。○梅林委員代理 本會議の都合もありませんので、本日はこれをもつて散会いたします。明日は午前十時から質疑を続行いたします。午後五時十二分散会

〔參照〕 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的 皇室經濟法施行法第七條及び第八條は内廷費及び皇族費の定額に関する規定であるが、先ず第七條の内廷費の定額は、昭和二十二年の初め、當時皇室經濟法の施行に関する法律案及び同年度の予算案作成の際、八

百万円と定められ、その後の經濟情勢にもかかわらず、今日に至るまで変更されていないので、現在の物價情勢並びに今後の物價改訂の影響等を織り込んで、この際これを二千万円に増額せんとするのである。次に第八條の皇族費の定額であるが、これは昨年八月に二十万円と定められ、そのまゝ今日に至つては、内廷費と同様の理由からこれを三十六万円に増額することを必要とし、ここに所要の改正を行わんとするものである。

二、本案可決の理由 内廷費の定額及び皇族費の年額、諸物價の高騰に伴ひ実情に副わなくなつたため、現在の諸物價水準にあわせて改正する必要がある。これが本案を可決した理由である。右報告する。 昭和三十二年六月二十四日 財政及び金融委員長 早稻田柳右エ門 衆議院議長 松岡駒吉殿

日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)に関する報告書 一、本案の要旨及び目的 皇室經濟法施行法第五條によると、天皇その他の内廷にある皇族が一年内になされる賜與または譲り受ける財産の價額が百二十万円に達した後は、その後の期間においてなされる賜與または譲り受けについては、價額の多少を問はず國會の議決を要するものとなつてゐるが、一々國會の議決を経ることが事實上困難である場合も多く、またその賜與せんとする目的も定つてゐるので、あらかじめ價額を限り本年は年額百八

十万円といたしたというのである。二、本案の可決理由 天皇初め皇族方が特に災害の場合の罹災民に対する御見舞あるいは各種の御奨励のために賜與される價額は一年間に百八十万円近くになることを見込まれていて、限度額百二十万円をその他の一般的な賜與に充當するとすればこれらの御見舞、御奨励のための賜與はその度ごとに個々に國會の議決を要することになるのである。然るにこれらの賜與は、災害に對する御見舞のようにその都度實際の必要に當面して一々國會の議決を経ることがむづかしい場合もあり、又その目的も定つてゐるので、あらかじめ價額を限つて國會の議決を経たいというので適當なりと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。 昭和三十二年六月二十四日 財政及び金融委員長 早稻田柳右エ門 衆議院議長 松岡駒吉殿

會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 一、本案の要旨及び目的 國の歳入、歳出及び契約等に関する事務以外の會計に関する事務に取

り扱はれることができるようにすること、特別市に對しても、都道府縣の吏員と同様に、國の會計事務を取り扱はれることができることとしたのである。二、本案可決の理由 本案は、國の會計事務を都道府縣

の吏員及び特別調達廳の役職員等に  
取り扱わせることができるようにし  
たものであるが、適切妥当なるもの  
と認め、これを可決すべきものと議  
決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十四日

財政及び金融委員長 早稻田柳右工門  
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年十月二十五日印刷

昭和二十三年十月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局